

第百七十六回国会

参議院議院運営委員会會議録第十二号

平成二十二年十二月三日(金曜日)
午前十一時二十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 政二君
理事 加藤 敏幸君
川崎 稔君
水岡 俊一君
伊達 忠一君
義家 弘介君
西田 実仁君
水野 賢一君

委員

金子 洋一君
谷 博之君
轟木 利治君
平山 幸司君
平山 誠君
藤谷 光信君
舟山 康江君
牧山 ひろえ君
横峯 良郎君
石井 浩郎君
上野 通子君
大家 敏志君
中原 八一君
松山 政司君
三原じゅん子君
渡辺 猛之君
竹谷とし子君

委員以外の議員

議員 紙 智子君
議員 中山 恭子君
副議長 長 西岡 武夫君
副議長 長 尾辻 秀久君

副大臣

内閣府副大臣 東 祥三君
内閣府副大臣 末松 義規君
総務副大臣 平岡 秀夫君
法務副大臣 小川 敏夫君
文部科学副大臣 笹木 竜三君
厚生労働副大臣 小宮山 洋子君
国土交通副大臣 三井 辨雄君
環境副大臣 近藤 昭一君

事務局側

事務総長 小幡 幹雄君
事務次長 橋本 雅史君
議事部長 東海林 壽秀君
委員部長 中村 剛君
記録部長 阿部 芳郎君
警務部長 工藤 政行君
庶務部長 郷原 悟君
管理部長 吉岡 拓君
国際部長 井高 育央君

本日の会議に付した案件

- 食品安全委員会委員の任命同意に関する件
- 公正取引委員会委員の任命同意に関する件
- 証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- 宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
- 運輸安全委員会委員の任命同意に関する件
- 総合科学技術会議議員の任命同意に関する件
- 預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件
- 電気通信事業紛争処理委員会委員の任命同意に関する件
- 電波監理審議会委員の任命同意に関する件
- 日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
- 中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

○公安審査委員会委員の任命同意に関する件

○中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

○運輸審議会委員の任命同意に関する件

○公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)(衆第一五号)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件

○外国派遣議員の報告に関する件

○本委員会の継続審査要求に関する件

○閉会中における本委員会所管事項の取扱いに関する件

○事務総長の辞任及び補欠選任の件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(鈴木政二君) たいだいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、食品安全委員会委員、公正取引委員会委員、証券取引等監視委員会委員長及び同委員、宇宙開発委員会委員、運輸安全委員会委員、総合科学技術会議議員、預金保険機構理事長及び同理事、電気通信事業紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、公安審査委員会委員、中央労働委員会公益委員、運輸審議会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

副大臣の説明を求めます。まず、内閣府副大臣末松義規君。

○副大臣(末松義規君) 食品安全委員会委員見上彪氏は平成二十一年六月三十日に任期満了となりましたが、同氏の後任として熊谷進氏を任命いたしましたので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定によりまして、両議院の同意を求めるため本

件を提出いたしました。

また、公正取引委員会委員細川清氏は平成二十二年八月十一日に任期満了となりましたが、細川清氏を公正取引委員会委員に任命いたしましたので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

また、総合科学技術会議議員相澤益男氏、奥村直樹氏、白石隆氏、今榮東洋子氏の四氏は平成二十三年一月五日に任期満了となりますが、これら四氏を再任したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、内閣府副大臣東祥三君。

○副大臣(東祥三君) 証券取引等監視委員会委員長佐渡賢一氏並びに委員熊野祥三氏、福田眞也氏の三氏は七月十九日に任期満了となりましたが、委員長佐渡賢一氏、委員福田眞也氏を再任いたしましたので、金融庁設置法第十二条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

次に、預金保険機構理事長永田俊一氏が六月二十三日、また、理事一名につきましては新堀敏彦氏が六月二十五日に、それぞれ任期が満了したため欠員となつておりますが、この度、理事長に田邊昌徳氏を、理事に田邊昌徳氏の後任として軍司育雄氏をそれぞれ任命いたしましたので、新堀敏彦氏を再度理事に任命いたしましたので、預金保険法第二十六条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

うお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、文部科学副大臣笹木竜三君。

○副大臣(笹木竜三君) 宇宙開発委員会委員青江茂氏は平成二十二年八月二十三日をもって任期満了となりましたが、青江委員の後任として河内山治朗氏を任命いたしましたので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、国土交通副大臣三井辨雄君。

○副大臣(三井辨雄君) 運輸安全委員会委員豊岡昇氏は六月二十五日に辞任し、同委員中川聡子、松本陽、富井規雄、宮本昌幸の四氏は九月三十日に任期満了となりましたが、同委員豊岡昇、中川聡子、宮本昌幸の三氏の後任として田村貞雄、小豆澤照男、岡村美好の三氏を任命いたしました。また、同委員松本陽、富井規雄の二氏を再任いたしましたので、運輸安全委員会設置法第八条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

次に、運輸審議会委員廻洋子氏は十一月十三日に、大屋則之氏は十一月十九日にそれぞれ任期満了となりましたが、これら二氏を再任したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、総務副大臣平岡秀夫君。

○副大臣(平岡秀夫君) 電気通信事業紛争処理委員会委員龍岡資晃、尾畑裕、坂庭好一、富沢木実及び洲上玲子の五氏は十一月二十九日任期満了となりましたが、龍岡資晃氏の後任として山本和彦氏を、富沢木実氏の後任として各務洋子氏を任命し、尾畑裕氏、坂庭好一氏及び洲上玲子氏の三氏を再任したいので、電気通信事業法第四百四十

七条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

次に、電波監理審議会委員小館香椎子氏は十二月二十四日任期満了となりますが、後任として前田忠昭氏を任命いたしましたので、電波法第九十九条の三第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

最後に、日本放送協会経営委員会委員井原理代、大滝精一及び深谷紘一の三氏は十二月十日任期満了となりますが、井原理代氏、大滝精一氏の二氏を再任し、深谷紘一氏の後任として石原進氏を任命いたしましたので、放送法第十六条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、法務副大臣小川敏夫君。

○副大臣(小川敏夫君) 中央更生保護審査会委員志村洋子氏は十二月二十四日任期満了となりますが、同氏を再任したく、更生保護法第六条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

次に、公安審査委員会委員東谷隆夫及び藤村輝子の両氏が十二月二十六日をもって任期満了となりますが、東谷隆夫氏の後任に板澤幸雄氏を、藤村輝子氏の後任に川野辺充子氏を新たに任命したので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、厚生労働副大臣小宮山洋子君。

○副大臣(小宮山洋子君) 中央労働委員会の公益を代表する委員は全員が十一月十五日に任期満了となつていますが、菅野和夫さん、岩村正彦さん、春日偉知郎さん、鹿野菜穂子さん、柴田和史さん、諏訪康雄さん、仁田道夫さん、野崎薫子さん、坂東規子さん、藤重由美子さんの十名を再任

するとともに、赤塚信雄さん、板澤葉子さん、通称佐賀葉子さん、廣見和夫さん、藤村誠さん、山川隆一さんの五名の後任として都築弘さん、山本眞弓さん、鎌田耕一さん、中窪裕也さん、島田陽一さんの五名を任命したく、労働組合法第十九条の三第二項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

御審議の上、速やかに同意していただきますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 小宮山洋子副大臣に一言言っておきます。

参議院は、さんでなく、君が慣例になつておりますので、氏名の場合、今後、君によつて資料調製していただきたいと思ひますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、環境副大臣近藤昭一君。

○副大臣(近藤昭一君) 公害健康被害補償不服審査会委員大森淳氏は一氏でよろしいでしょうか。

○委員長(鈴木政二君) 君にしてください。

○副大臣(近藤昭一君) 失礼しました。

大森淳君は十一月十五日に任期満了となりましたが、同君の後任として榊井成夫君を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) 本件につきまして御意見のある方は御発言をお願いします。

○義家弘介君 自由民主党から意見表明をさせていただきます。

今回の同意人事につき、第一回提示の五機関十一名全員、第二回提示の十機関三十七名のうち預金保険機構の二名は、任期満了か既に辞任をした空席を補充するための人事であります。まず、このような空白を生じさせた政府の対応に強く抗議するものであります。これを受け、仙谷官房長官は、十一月二十六日の会見で、給与一〇％、か月分自主返納すると発

言し、その後の記者との質疑応答では、提示が遅れた理由は国会に聞いてくれ、自主返納した方が同意を得やすいなどと全く反省の態度が見えない聞き捨てならない暴言を堂々と述べました。これは国会に対する冒瀆であると断ぜざるを得ません。

今後、同意人事において同様の対応がなされるならば、我が党は断固たる対応を取ることを冒頭申し上げておきます。

具体的案件については、公正取引委員会の細川清君が、前々回人事から二代続けて名古屋高裁長官の起用であること、しかも、その前任者が七十歳定年により任期途中の辞任になったのに、今回も同じく任期中の七十歳定年辞任となる人選をしているという理由で反対いたします。

宇宙開発委員会委員河内山治朗君については、人物云々ではなく、平成二十年八月二十七日施行の宇宙基本法に定めている宇宙開発に関連する機関の見直しが政府の怠慢により法施行後なされておられません。この見直しいかんによつては宇宙開発委員会の縮小や廃止の可能性があり、現時点で人事を判断することはできません。

以上二件について自由民主党は不同意いたします。

○西田実仁君 公明党を代表いたします。意見表明をさせていただきます。

今回の第一回目、第二回目の提示されました同意人事につきましては、六機関十三名にも上る任期切れがございます。こうしたさまざまな人事管理につきましても厳しく指摘をされなければなりません。人事の遅れが万が一にも党内の事情によるものであつてはならず、今後このような人事の遅滞が生じないよう強く指摘をされるよう促してまいります。

以上でございます。

○水野賢一君 現在議論の俎上に上つております同意人事に関して一言申し上げます。

私たちみんなの党としては、先日政府から提示された十五機関四十八人の人物、適格性については大きな問題があるとは思っておりません。よつ

て、賛成をいたします。

しかし、ここに至る過程には大きな問題があったと考えております。何といたしても、任期切れを起し、空席を出してから提示してきた政府の不作為、怠惰です。そして、再就職等監視委員会の人事のように、今なお提示さえしてこないものであります。こうした点は、みんなの党、自民党が提出し、十一月二十六日の参議院本会議で可決された仙谷官房長官問責決議の中でも問責の理由の一つとして明示されていたものです。

再就職等監視委員会は、国家公務員法で設置が決められている委員会です。そのメンバーが空席のままというのは、政府の不作為、怠惰以外の何物でもありません。法律で決まっていることを政府が守らなくてはならないという思いがいたします。同様のことは十月二十九日の議運委員会でも申し上げましたが、何ら進展がなかったため、改めて強く訴えます。

以上、本日議題の同意人事には賛成するものの、過程において問題が多かったこと、再就職等監視委員会をしっかりと動かしていくことを強く求めて、意見表明といたします。

○委員長(鈴木政二君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言がなければ、ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、食品安全委員会委員、証券取引等監視委員会委員長及び同委員、運輸安全委員会委員、総合科学技術会議議員、預金保険機構理事長及び同理事、電気通信事業紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、公安審査委員会委員、中央労働委員会公益委員、運輸審議会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命について同意することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、公正取引委員会委員及び宇宙開発委員会委員の任命について同意することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 多数と認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

○委員長(鈴木政二君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 便宜私から御説明申し上げます。本案は、国会議員の歳費について、日割計算により支給することとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(鈴木政二君) これより採決を行います。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。本件は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正に伴う規定の整備を行うものとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(鈴木政二君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、外国派遣議員の報告に関する件を議題といたします。

国際会議への出席、外国議会との交流及び重要事項調査のため海外に派遣されました議員団から、それぞれ報告書が提出されました。

これらの報告書は、先例により、本委員会の会議録に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、本委員会の継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会といたしましては、先例により、議院及び国立国会図書館の運営に関する件につきまして継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、閉会中における本委員会所管事項の取扱いに関する件についてお諮りいたします。

本件につきましては、その処理を、委員会所管事項につきましては委員長に、小委員会所管事項につきましては小委員長に、それぞれ御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、事務総長の辞任及び補欠選任の件を議題といたします。

議長の手元に、事務総長小幡幹雄君から、一身上の都合により辞任したい旨の辞任願が提出

されました。

議長におかれましては、この際、小幡事務総長の辞任を許可し、その後任として、現事務次長の橋本雅史君を選任したいとの御意向でございます。

議長の御意向のとおり了承することとし、その選挙は手続を省略して議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。本日の議事は、最初に、日程第一 国家公務員等の任命に関する件でございます。食品安全委員会委員等十五件計四十八名の任命に関する同意についてお諮りいたします。採決は、お手元の資料のとおり五回に分けて行います。

次に、議案の緊急上程でございます。緊急上程議案につきましては、その都度、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。

まず、障害者等地域生活支援関係法律整備法案について、厚生労働委員長が報告された後、採決いたします。

次に、原子力発電施設等立地地域振興特別措置法改正案について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議院いたしました国会議員歳費法改正案について、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、請願の緊急上程でございます。まず、日程に追加して各委員会採択の請願を一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。

異議がないと決しますと、これらの請願は、委員長の報告を省略し、各委員会決定のとおり採択することを異議の有無をもってお諮りいたします。

す。

次に、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件でございます。採決は四回に分けて順次行います。まず、総務委員長要求の日本郵政株式会社等の株式処分停止法案の継続審査について起立採決をもち、お諮りし、次いで、外交防衛委員長要求の補給支援助活動実施特別措置法案及び厚生労働委員長要求の独立行政法人雇用・能力開発機構法廃止法案の継続審査について起立採決をもち、お諮りし、次いで、外交防衛委員長要求の防衛施設周辺生活環境整備法改正案及び厚生労働委員長要求の国民年金法等改正案の継続審査について起立採決をもち、お諮りし、最後に、各委員長及び各調査会長要求のその他の継続審査及び調査について異議の有無をもち、お諮りいたします。

次に、事務総長辞任の件でございます。辞任を許可することを異議の有無をもち、お諮りいたします。辞任が許可されますと、事務総長の選挙を行います。まず、選挙はその手続を省略し議長において指名することを異議の有無をもち、お諮りいたします。異議がないと決しますと、議長は、事務総長を指名されます。

最後に、今期国会の議事を終了するに当たり、議長からごあいさつがございます。

なお、本日の国家公務員等の任命に関する件及び緊急上程議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもち、行います。

以上をもちまして休憩いたします。その所要時間は約三十分の見込みでございます。

○委員長(鈴木政二君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前十一時五十五分、本鈴は正午でございます。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

食品安全委員会委員、公正取引委員会委員、証券取引等監視委員会委員長及び同委員、宇宙開発委員会委員、運輸安全委員会委員、総合科学技術会議委員、預金保険機構理事長及び同理事、電気通信事業紛争処理委員会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員、公安審査委員会委員、中央労働委員会公益委員、運輸審議会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

食品安全委員会委員	熊谷 進君
公正取引委員会委員	細川 清君
証券取引等監視委員会委員長	佐渡 賢一君
委員	吉田 正之君
同	福田 眞也君
宇宙開発委員会委員	河内山治朗君
運輸安全委員会委員	田村 貞雄君
同	小豆澤照男君
同	松本 陽君
同	富井 規雄君
同	岡村 美好君
総合科学技術会議議員	相澤 益男君
同	奥村 直樹君
同	白石 隆君
同	今榮東洋子君
同	田邊 昌徳君
預金保険機構理事長	軍司 育雄君
同	新堀 敏彦君
電気通信事業紛争処理委員会委員	山本 和彦君
同	尾畑 裕君
同	坂庭 好一君
同	各務 洋子君
同	洲上 玲子君
電波監理審議会委員	前田 忠昭君

日本放送協会経営委員会委員

同 井原 理代君

同 大滝 精一君

同 石原 進君

中央更生保護審査会委員

同 志村 洋子君

公安審査委員会委員

同 板澤 幸雄君

同 川野 充子君

中央労働委員会公益委員

同 菅野 和夫君

同 都築 弘君

同 山本 眞弓君

同 岩村 正彦君

同 春日偉知郎君

同 鹿野菜穂子君

同 柴田 和史君

同 諏訪 康雄君

同 仁田 道夫君

同 野崎 薫子君

同 坂東 規子君

同 鎌田 耕一君

同 藤重由美子君

同 中窪 裕也君

同 島田 陽一君

同 大屋 則之君

運輸審議会委員

同 廻 洋子君

公害健康被害補償不服審査会委員

同 榊井 成夫君

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 歳費の日割支給

議長、副議長及び議員は、議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費を受けること。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費を受けること。

（第二條から第四條の二まで関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から施行すること。）（附則関係）

二 その他所要の規定を整備すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二條中「当月分」を「日」に、「前月分」を「日の前日」に改める。

第三條中「当月分」を「日」に改める。

第四條中「除名の場合又は死亡したを」又は「除名の」に、「当月分」を「日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議長、副議長及び議員が死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 第二條、第三條又は前條第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のときは、月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第十一條中「第六條まで」の下に「（第四條の二を除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第三條及び第四條第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替へるものとする。

附則第十四項中「当分の間」を削り、「以降」を「から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第号）の施行の日の属する月の前月分まで」に改める。

附則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理由

国会議員の歳費について、日割計算により支給することとすることがある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第二条 議長及び副議長は、その選挙された日から歳費を受ける。議長又は副議長に選挙された議員は、その選挙された日の前日までの歳費を受ける。	第二条 議長及び副議長は、その選挙された当月分から歳費を受ける。議長又は副議長に選挙された議員は、その選挙された前月分までの歳費を受ける。
第三条 議員は、その任期が開始する日から歳費を受ける。ただし、再選挙又は補欠選挙により議員となつた者は、その選挙の行われた日から、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員は、その当選の確定した日からこれを受ける。	第三条 議員は、その任期が開始する当月分から歳費を受ける。ただし、再選挙又は補欠選挙により議員となつた者は、その選挙の行われた当月分から、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員は、その当選の確定した当月分からこれを受ける。
第四条 議長、副議長及び議員が、任期満限、辞職、退職又は除名の場合には、その日までの歳費を受ける。	第四条 議長、副議長及び議員が、任期満限、辞職、退職、除名の場合又は死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。
2 議長、副議長及び議員が死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。	(新設)
第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。	(新設)
第五条 衆議院が解散されたときは、衆議院の議長、副議長及び議員は、解散された当月分までの歳費を受ける。	第五条 (同上)
第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。	第九条 (同上)

2 (略)

第十一条 第三条から第六条までの規定は第二を除く。の規定は第九條の文書通信交通滞在費について、第九條第二項の規定は第八條の二の議會雜費並びに前條第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第三條及び第四條第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替へるものとする。

附 則

①⑬ (略)

⑭ 平成二十二年七月分から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第

号)の施行の日の属する月の前月分までの歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合(月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳費を受けるものとして計算する。)にその月分の歳費として受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九條の二の規定は、適用しない。

2 (同上)

第十一条 第三条から第六條までの規定は第九條の文書通信交通滞在費について、第九條第二項の規定は第八條の二の議會雜費並びに前條第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。

附 則

①⑬ (同上)

⑭ 当分の間、平成二十二年七月分以降の歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合(月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳費を受けるものとして計算する。)にその月分の歳費として受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九條の二の規定は、適用しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十一条の二第二項中「及び第三条」を削り、同条に次の一項を加える。

各議院の議長、副議長及び議員が、他の議院の議員となつたときは、文書通信交通滞在費の当月分は、前に在職した議院において、これを支給する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

(国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正)

2 国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程(平成二年六月二十日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「から第三条まで」を、「第二条及び第十一条の二第三項」に改める。

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)

改 正 案	現 行
第三条 削除	第三条 各議院の議長、副議長及び議員が、他の議院の議員となつたとき、歳費の当月分は前に在職した議院において、これを支給する。
第十一条の二 文書通信交通滞在費は、その月額のうち、両議院の議長が協議して定める額を第一条の歳費支給日に、残余の額を毎月末日に、それぞれ支給する。ただし、その末日が休日にあたるときは、その前日に支給する。	第十一条の二 (同上)
② 第二条の規定は、文書通信交通滞在費についてこれを準用する。	② 第二条及び第三条の規定は、文書通信交通滞在費についてこれを準用する。
③ 各議院の議長、副議長及び議員が、他の議院の議員となつたときは、文書通信交通滞在費の当月分は、前に在職した議院において、これを支給する。	

○ 国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程(平成二年六月二十日両院議長協議決定)
(附則第二項関係)

改 正 案	現 行
(給与の支給日) 第四条 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)第一条、第二条及び第十一条の二第三項の規定は、議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当の支給について準用する。	(給与の支給日) 第四条 国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)第一条から第三条までの規定は、議員秘書の給料、住居手当及び通勤手当の支給について準用する。
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)

十二月三日(金)の議事予定

日程第一 国家公務員等の任命に関する件(同意)

食品安全委員会委員	熊谷 進君	同	電波監理審議会委員	前田 忠昭君
公正取引委員会委員	細川 清君	同	日本放送協会経営委員会委員	井原 理代君
証券取引等監視委員会委員長	佐渡 賢一君	同	公安審査委員会委員	大滝 精一君
委員	吉田 正之君	同	中央更生保護審査会委員	石原 進君
宇宙開発委員会委員	福田 眞也君	同	中央労働委員会公益委員	志村 洋子君
運輸安全委員会委員	河内山治朗君	同		板澤 幸雄君
同	田村 貞雄君	同		川野辺充子君
同	小豆澤照男君	同		菅野 和夫君
同	松本 陽君	同		都築 弘君
同	富井 規雄君	同		山本 眞弓君
同	岡村 美好君	同		岩村 正彦君
同	相澤 益男君	同		春日偉知郎君
同	奥村 直樹君	同		鹿野菜穂子君
同	白石 隆君	同		柴田 和史君
同	今榮東洋子君	同		諏訪 康雄君
同	田邊 昌徳君	同		仁田 道夫君
同	軍司 育雄君	同		野崎 薫子君
同	新堀 敏彦君	同		坂東 規子君
同	電気通信事業紛争処理委員会委員	同		鎌田 耕一君
同	理事	同		藤重由美子君
同	山本 和彦君	同		中窪 裕也君
同	尾畑 裕君	同		島田 陽一君
同	坂庭 好一君	同		

運輸審議会委員 大屋 則之君
同 廻 洋子君
公害健康被害補償不服審査会委員 榊井 成夫君

(緊急上程予定)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(衆議院提出)
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
緊急上程請願
(1)厚生労働 二二件
(2)沖縄北方 一件

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
事務総長辞任の件
事務総長の選挙
議長議事終了に当たりあいさつ

第三十一回ASEAN議員会議(AIPA)
総会派遣参議院代表団報告書

団 長 参議院議員 前田 武志
同 同 岸 信夫
同 同 渡辺 孝男
同 同 鈴木 千明

会議要員 国際会議課 富士 由將

第三十一回ASEAN議員会議(AIPA)総会は、二〇一〇年九月二十四日(金)から二十四日(金)まで、ベトナム社会主義共和国・ハノイのホテル・メリア・ハノイにて、加盟国九代表団(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム)、特別オブザーバー国二代表団(ミャンマー)、オブザーバー国・地域七代表団(日本、オーストラリア、カナダ、中国、欧州議会、韓国

及びロシア)及び特別ゲスト国一代表団(インド)(注:インドは、九月二十四日の第二回全体会合中にオブザーバー国へ移行)の計十八か国・地域の国会議員等が出席して開催された。
AIPAは、ASEAN域内の議会間組織であり、東南アジア地域の平和、安定及び繁栄のため、議会間の協力及び交流の促進を目的とし、毎年一回総会を開催している。参議院は、東南アジアの各国議会人との協力関係を強化するため、一九九四年(第十五回総会)から公式代表団を派遣している。

以下、参議院代表団(以下、「代表団」という。)の活動を報告する。
一、会議の概要
代表団は、今次総会期間中、開会式、全体会議、AIPAと日本との対話及び閉会式に出席した。

(一)開会式

開会式は、九月二十一日(火)午前に行われ、グエン・フー・ジョン・ベトナム国会議長及びグエン・タン・ズン首相が演説した。演説の中で、チョン国会議長は、ASEAN地域の発展等に向け、AIPA及び各国による協調的な取組の重要性を訴えた。また、ズン首相は、共同体の形成に向け、関連条約の承認や法制度の地域内の調和等を進めることを加盟国議会に要請した。

(二)第一回全体会議

開会式に引き続き第一回全体会議が行われ、各参加国等の代表が演説を行った。
各加盟国は、地域の安定や発展に向けたASEAN及びAIPAの貢献を評価したほか、各国が今後もAIPAの活動に協力することの重要性やAIPAが採択した決議を確実に履行する必要性等を指摘した。

特別オブザーバー国のミャンマーは、本年行われる議会選挙への取組の状況を説明し、また、ASEAN事務次長は、ASEANの進展等について言及した。
続いて、オブザーバー国・地域及び特別ゲスト

国の代表が演説を行った。

前田武志団長は、日本を代表し、ASEAN共同体の実現や地域の更なる飛躍に向け、日本国会とAIPAが共有すべき認識として、①地域の平和、安全及び安定を一層強化する必要性、②地域の経済・貿易の持続的発展に向けた協力の進展、③環境問題に対する取組の重要性の三点を指摘した。

このうち、①に関して、前田団長は、AIPA各議員に対して、ASEAN地域フォーラム(ARF)の貢献が続くよう、その活動を十分に注視することや、本年のARFで取り上げられた北朝鮮による日本人拉致問題等の解決に向け、各国の議会活動の中で自国政府などに働きかけを行うことを要請した。

また、②に関しては、日本・ASEAN包括的経済連携協定や、域内の社会資本整備への支援等、日本とASEANの間で各般の連携及び協力が行われている旨指摘するとともに、今後も、地域の持続的発展や域内格差の是正に向けて実効的な取組が行われるよう、各国の国会議員が議論や提言を行うことの重要性を訴えた。

さらに、③に関しては、地域の貴重な自然資源の維持が、気候変動の抑止や生物多様性の確保に極めて重要であることから、地域内外の国会議員が協力して国家の枠を超えた施策を構築及び実施すべき旨強調したほか、生物多様性条約第十回締約国会議の期間中に地球環境国際議員連盟(GLOBE)及び国連生物多様性条約事務局が共催する議員会議への参加を各議員に呼びかけた。

なお、ほかのオブザーバー国・地域及び特別ゲスト国からも、多くの分野におけるASEAN地域との協力の実績が示されたほか、共同体の形成等に向けた支援を継続する旨言及がなされた。

(三)AIPAと日本との対話
九月二十二日(水)午後、代表団は、AIPA加盟九か国及び特別オブザーバー国(ミャンマー)の計二十二名の議員と約二時間にわたり対話を行ったところ、概要以下のとおりである。

(冒頭発言)

冒頭、前田団長は、前日の第一回全体会合における右団長演説(一)(二)参照に言及し、ASEAN地域が首脳会合等の機会を通じて協議を積み重ね、地域の安定確保に寄与することに期待を示したほか、北朝鮮による日本人拉致及び核開発の問題解決に向け、各議員が関心を持つよう求めた。(日本によるASEAN地域への支援について)

続いて、AIPA側各国議員より、日本がASEAN地域に対して行っている支援に対する評価が述べられた。各国議員からは、日本の支援が地域の安定や発展に大いに寄与してきたことに謝意が示されるとともに、今後も、テロ及び組織犯罪の撲滅、防災、感染症対策並びに投資環境の整備等の分野で日本と地域各国の協力が一層進展することを期待する旨発言があった。

右発言に対し、岸信夫議員は、日本の支援が、教育、投資及び法制度の構築等、被支援国の自立を促すことを重視していることを説明するとともに、地域における一層の平和・安定の実現に向け、今後も支援の継続に努めたい旨述べた。

また、渡辺孝男議員は、人間の安全保障を通じて地域の安定促進の重要性を指摘し、その一環として貧困・飢餓対策の強化を図るべき旨述べた。加えて、厚生労働副大臣在任時に地域の感染症等対策への支援に携わった経験にも言及し、今後も、地域の感染症被害を抑止するための協力が強化されるよう、各国が議会的側面から働きかけを行う必要性を強調した。

(個別の政策課題について)

続いて、AIPA側議員より代表団に対して、教育が日本の発展に果たした役割並びに薬物問題、防災及び環境の各分野における協力の在り方に関する質問がなされた。

前田団長は、日本の教育に関して、戦後の中・高等教育の普及が経済発展に貢献したとの見方を示し、各国の実情に応じた専門教育の展開を図る必要性等を指摘した。また、災害対策に関する日本の経験やノウハウを各国と共有できるよう努め

ていく旨述べたほか、環境問題に関しては、気候変動の抑止や生物多様性の維持に大きな役割を担う自然資源を保護するための枠組みの形成に向け、各国議員が主導的役割を果たす必要性を強調した。

岸議員は、薬物問題に関して、取締りに係る国際協力強化に加え、薬物被害の恐ろしさを訴える教育の重要性を指摘した。また、災害問題に関して、二〇〇九年のARFの災害対策訓練に日本の自衛隊が参加した実績を紹介しつつ、今後も災害救助における日本の国際貢献に理解が深まることを期待する旨述べた。

(議院機能の強化に関する協力等について)

ベトナム議員から、同国の議院機能強化のために日本国会が行った支援に対して謝意が示されるとともに、当該分野での議会間の協力が継続することを期待する旨発言があった。また、ラオス議員から、二〇〇九年の日メコン女性議員会議を通じて地域のジェンダー問題に関する双方の理解が深まったとの評価がなされ、今後も同様の機会を設けていくべき意見が述べられた。

これらの発言に対して、前田団長は、新興民主主義国の議院機能の強化に向け、参議院が研修等の機会を提供している旨紹介し、多くの国が支援を受けられるよう、参議院による取組を強化していく旨述べた。

(四) 第二回全体会議及び閉会式

第二回全体会議及び閉会式は、九月二十四日(金)午前に開催され、各委員会報告書及び共同コミュニケの採択と加盟国及び特別オブザーバー国代表団団長による共同コミュニケへの署名が行われた。また、インド議会にオブザーバー資格を付与する旨決定され、同国は、即時にオブザーバー国となった。さらに、次回総会を二〇一一年九月十八日(日)から二十四日(土)までカンボジアのシアヌーク・ビルで開催することが決定された。続いて、閉会式が行われ、ジョン・ベトナム国会議長が閉会の辞を述べたほか、ヘン・サムリン・カンボジア国民議会議長が次期AIPA議長

を受諾する演説を行った。

二、交流行事等

前田団長は、今次総会中、ほかの参加国代表とともにジョン・ベトナム国会議長及びノン・ドゥック・マイン同国共産党書記長を表敬した。また、本代表団は、会議以外の各種行事等においても、今次総会に参加した各国代表団と交流する機会を得た。

三、終わりに

ASEAN各国は、二〇一五年までの共同体創設を目指し、各分野における施策の調和に取り組んでいる。共同体の創設は、人材、財・役務及び資本の域内移動を円滑化し、地域の潜在成長力を更に高めるほか、貿易・投資活動を通じて日本を含む域外国・地域にも利益をもたらすものと期待される。一方、ASEAN各国の現状を概観すると、経済発展のほか、人権、民主主義及び法の支配といった基本的価値の普及の状況についても、域内で格差が存在していることから、これらの格差の是正が共同体の実現に向けた課題となつてい

AIPAは、右課題に対処するため、決議等の策定を通じて各加盟国政府に政策の勧告を行っているほか、域外国・地域との協力の在り方について議論を深めるため、オブザーバー国・地域との議会間交流にも積極的に取り組んでいる。

このような背景から、今次総会におけるAIPAと日本の対話においても、AIPA側議員から、地域の更なる発展及び安定並びに環境の保全等に向け、日本からの支援を要する具体的事項が多く示されたほか、地域的課題の解決促進のため、議会間協力を一層発展させる必要性が強調された(二)(三)参照。

日本は、経済及び基本的価値の普及の面で飛躍的な発展を遂げた経験を有し、また、地政学的及び文化的にASEAN地域との共通性もあることから、今後も地域の実情に即した協力を行い得る最適なパートナーであると考えている。したがって、日本国会としては、AIPA及び地域各国の議会

との議論を深め、支援の実効性を一層高める方策を模索することが極めて重要である。また、AIPA側より要望が示されたとおり、各国議会の立法及び行政監視の機能を強化するため、日本国会が立法府として蓄積した知見等を供与することも極めて有益であることから、この分野の協力に取り組んできた参議院が継続的に支援を行うべきと考える。

第一二三回IPU(列国議会同盟)会議派遣参議院代表団報告書

参議院議員	田城 郁
同行	二之湯 智
国際会議課	鈴木 千明
会議要員	国際会議課 鈴木 祐子
同	若山 哲朗

第一二三回IPU会議は、二〇一〇年十月四日(月)から六日(水)までの三日間、ジュネーブ(スイス)のジュネーブ国際会議センターにおいて、百十八の加盟国・地域、三の準加盟国(国際連合及び三十六のオブザーバー(国際機関等)から千二百十三名(うち、議員四百六十名)が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員三名、同事務局職員及び同時通訳員と共に、日本国会代表団を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、評議員会及び国連に関する委員会等について、その概要を報告する。

一、会議の開催

十月四日、本会議開会に当たり、テオ・ベン・グリラブIPU議長(ナミビア国民議会議長)から、今次IPU会議の開催が宣言された。

二、本会議

本会議は十月四日及び六日に開催され、以下の議題について審議が行われた。

(一) 第一二三回会議の議長選挙

十月四日、グリラブIPU議長が今次IPU会

議の議長に選任された。

(二) 緊急追加議題

アラブ首長国連邦及びイランより、それぞれ緊急追加議題案が提出されていたところ、どちらもパキスタンにおける洪水被害に対する支援に関するものであったため、議長の提案により両者を一本化することとなった。

この結果、今次会議の緊急追加議題として、「自然災害、特に洪水に見舞われたパキスタンに対する国際的な救援活動を支援するための迅速な行動」が採択された。

同日、右議題に関する討議が行われ、四十一名の各国代表等が演説した。日本からは、田城郁議員が、パキスタンで支援活動を行っていた自らの経験を踏まえつつ、洪水後の現状と日本の支援活動を紹介しながら、食糧支援・インフラ再生のための資金の拠出等、パキスタンへの中・長期的な国際支援が必要である旨を訴えた。

また、五日、バーレーン、ベナン、カンボジア、カナダ、インド、イラン、メキシコ、パキスタン、トルコ及びウガンダの十か国の代表で構成される起草委員会が開催され、右議題に関する決議案の審議が行われたところ、各国に、パキスタン政府に対する十分な支援・援助の提供及び予見できない災害等に即時に対処するためのグローバルな基金の創設を求めること等を内容とする決議案が策定された。

六日、最終本会議において、起草委員会により起草された決議案が提出された。同決議案は全会一致をもって採択された。

(三) 第一二四回IPU会議の議題に関するパネルディスカッション

次回第一二四回会議の各常設委員会における「選挙における暴力行為の防止、選挙監視の改善及び円滑な政権移行の確保を目的とした健全な立法枠組みの提供」(平和及び安全保障に関する委員会所管)、「天然資源、農業生産及び人口動態変化の管理を通じて持続可能な開発の確保における議会の役割」(持続可能な開発、金融及び貿易に関する

る委員会所管)、「政党及び選挙運動の資金に関する透明性及び説明責任」(民主主義及び人権に関する委員会所管)の三議題について、それぞれ、共同報告委員が提出した報告書案を基に討議が行われた。

(四) 国連に関する委員会の報告

国連に関する委員会は、十月四日及び六日に開催され、「国連MDGs(ミレニアム開発目標)サミットの結果と今後の展望」、「国連気候変動会議の次回会合に係る準備の現状」及び女性の権利の平等に関する「北京宣言及び行動綱領の実施状況」に関する十五年間の検証等の議題ごとに報告の聴取及び討議が行われた。議題ごとの討議では、二之湯智議員を始め、多数の各国代表等が参加し、発言を行った。二之湯議員は、議題「国連MDGs(ミレニアム開発目標)サミットの結果と今後の展望」において、特にサブサハラ・アフリカ地域の貧困削減に向けて、教育・人材育成の重要性及びミレニアム開発目標に関する横断的な視点が必要である旨の提言を行った。十月六日、本委員会の議論を取りまとめた成果文書が採択され、同日の本会議にて報告された。

三、第一八七回評議員会

第一八七回評議員会は、十月四日及び六日に開催された。審議の主な内容は、以下のとおりである。

(一) IPU加盟資格

新規加盟・資格停止等の該当国はなかった(加盟国数は百五十五か国・地域)。事務局より、今年にはニュージーランドが中心となって太平洋小島嶼諸国に対する加盟の奨励活動が行われたが、来年はカリブ海でも同様の活動を行い、小島嶼諸国の加盟を促す予定である旨、説明があった。

(二) 二〇一一年度IPU予算案

執行委員会より、IPU事務局の提案した予算案よりも伸び率を抑えた、総額を約千八百八万スイスフラン(対前年比約三・二%減)、各国分担金の総額を千二百八万スイスフラン(対前年比約三・三%増。そのうち、日本の分担金は百三十九

万七千六百スイスフラン)とする予算案が提案され、承認された。

日本国会代表団は、アジア・太平洋地域グループを代表し、分担金総額が昨年とほぼ同一水準に抑えられた点を妥当としつつ、IPU事務局において引き続き予算の効率的執行、経費削減等に努めるよう求める発言を行った。

(三) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

・気候変動枠組条約第十六回締約国会議の際の議員会議(二〇一〇年十二月六日、メキシコ、カンクン)

・第一二四回IPU会議(二〇一一年四月十五日、二十日、パナマ、パナマシティ)

・第一二五回IPU会議(二〇一一年十月十六日、十九日、スイス、ベルン)

・第一二六回IPU会議(二〇一二年三月三十一日、四月五日、ウガンダ、カンパラ)

・第一二七回IPU会議(二〇一二年十月二十一日、二十六日、カナダ、ケベックシティ)

四、ASEAN+3会合

ASEAN+3会合(議長国・タイ)は十月三日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(一) 緊急追加議題

アラブ首長国連邦及びイランより提出されたバキスタンにおける洪水被害に対する支援について、議題案を一本化して推薦することとなった。

(二) 二〇一一年度IPU予算案

田城議員より、加盟国からの分担金について、IPU事務局より一%強の増額が提案されていることに對し、各国における経済情勢が厳しい中で一層の予算増額の抑制に努めるべきである旨発言し、各国より賛同を得た。

(三) 次回会合議長国

ベトナムが次回会合の議長国になることが確認された。

アジア・太平洋地域グループ会合(議長国・インド)は十月三日のASEAN+3会合終了後に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(一) IPU執行委員会の報告

本会合に先立ち開催されたIPU執行委員会の概要について、本グループ代表執行委員であるT・ニエム執行委員(カンボジア)、N・クアン・スアン執行委員(ベトナム)から報告が行われ、出席できなかった陳永執行委員(韓国)から報告文書が配布された。

(二) 緊急追加議題

アラブ首長国連邦及びイランより提出されたバキスタンにおける洪水被害に対する支援について、議題案を一本化して推薦することとなった。

(三) 二〇一一年度IPU予算案

二之湯議員より、加盟国からの分担金について、IPU事務局より一%強の増額が提案されていることに對し、各国における経済情勢が厳しい中で一層の予算増額の抑制に努めるべきである旨発言したところ、本グループを代表し、日本が六日の評議員会にて予算案に関して発言することが決定された。

(四) 次期議長国

インドネシアが次期議長国となることが確認された。

六、その他

日本国会代表団は、各会議の合間を縫って、インドネシア、インド、オーストラリア、ロシア、フィリピン及び韓国の各代表団等と懇談の機会を持ち、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

欧州評議会議員会議・第十九回経済協力開発機構(OECD)活動拡大討議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	金子 恵美
同 行	経済産業委員会調査室	猪口 邦子
調査員		縄田 康光

会議要員 国際会議課 伊藤 悠希

本代表団は、二〇一〇年十月五日及び六日の二日間、フランス共和国ストラスブールで行われた欧州評議会議員会議・第十九回経済協力開発機構(以下「OECD」という)活動拡大討議出席のため、同国を訪問した。

本討議は、欧州評議会議員会議とOECDとの協定に基づき、日本を始めとする欧州評議会非加盟国のOECD加盟国議員を招いて毎年開催されているものである。討議においては、OECDから提出された年次報告書等に基づきその活動を審査し、それにこたえる決議を採択しており、これにより政府間組織であるOECDの活動に対して議会的な視点から評価を行う役割を果たしている。

一、はじめに

参議院代表団は、九月二十八日、東京において本討議の議題等に関し外務省、内閣官房及び内閣府から説明を受けた。また、パリ及びストラスブールにおいて、OECD日本政府代表部及び在ストラスブール総領事館からそれぞれ全般的な説明を受けたほか、「OECD活動報告二〇〇九―二〇一〇」に関する決議案に対し、三本の修正案を提出するなど鋭意準備を行った。なお、本討議への派遣に当たり、衆議院の代表団は派遣されなかったため、日本国会からは参議院代表団の単独派遣となった。

二、参議院代表団の活動の概要

参議院代表団は、会議期間中、拡大経済・開発委員会及び本会議におけるOECD活動拡大討議への出席のほか、チャヴシュオール欧州評議会議員会議議長及びグリアOECD事務総長への表敬訪問等、多岐にわたる活動を行った。

本報告書では、本代表団の拡大経済・開発委員会及びOECD活動拡大討議における活動を中心に報告する。

(一) 拡大経済・開発委員会(十月五日午前)冒頭、ヴィレ経済・開発委員長から決議案を議題とする旨の宣告が行われた。続いて報告者であ

るモスコゾ・デル・ブラド・ヘルナンデス委員から、決議案の概要について説明がなされた後、決議案の逐条審議に入った。なお、日本のほか社会・保健・家族問題委員会、メキシコ、リトアニア、文化・科学・教育委員会、環境・農業・地域問題委員会、移民・難民・人口委員会からそれぞれ決議案に対する修正案が事前に提出されており、委員会ではこれらの修正案を中心に、審議が進められた。

日本から提出された三本の修正案に関する審議は、おおむね次のとおりである。

イ 貿易拡大に関するパラグラフ

金子団長は、次のとおり提案理由を説明した。決議案では、国際貿易の重要性を踏まえ、ドーハ・ラウンド貿易交渉の成功裏の妥結の必要性等を指摘しており、この点については強く支持するが、国際投資の重要性についても言及する必要があると認識している。自由な国際投資は、国際貿易や雇用創出の原動力として重要である。したがって、同パラグラフの文末の後に、「拡大議員会議はまた、貿易のフローや雇用創出の主要な原動力として投資の重要性に留意し、国際投資に関する成功事例の促進においてOECDが引き続き中心的な役割を果たすことを奨励する。この点において、拡大議員会議は、OECD多国籍企業ガイドライン改訂の開始を歓迎する。」との文章を追加することを提案する。

本修正案は、賛成多数で採択された。

ロ 金融、経済、社会危機への対応に関するパラグラフ

猪口議員は、次のとおり提案理由を説明した。決議案では、近年の金融、経済、社会危機に関し、OECDの「危機への戦略的な対応」の実行を求めるとともに、デフシセント・ワークの促進等が重要であるとしており、この点は支持するものであるが、これに加え、社会進歩の測定に関しても言及する必要があると認識している。近年の金融・経済危機にも見られるように、GDPや経済成長のみを豊かさの指標とする考えに疑問が投げ

かけられており、社会不安、気候変動、環境問題といった新しい課題に対応し、持続可能な成長を実現するために、社会の進歩を測定する手法の開発が求められている。したがって、同パラグラフの文末の後に、「さらに、拡大議員会議は、OECDが社会進歩の測定に関する研究を更に発展させることを奨励する。」との文章を追加することを提案する。

本修正案は、異議なく採択された。

ハ 貯蓄、投資、消費の不均衡是正に関するパラグラフ

猪口議員は、次のとおり提案理由を説明した。決議案では、近年の経済危機の背景にあるグローバル・インバランスの拡大に懸念を表明し、各国政府に、貯蓄、投資及び消費の不均衡水準の是正を求め、この点は強く支持するものであるが、グローバル・インバランスの是正に当たっては、先進国のみならず、近年経済成長が著しい新興国の協力が不可欠である。したがって、同パラグラフ第五文の「各国政府は」の文言の前に「新興経済国を含む」の文言を挿入することを提案する。

同パラグラフに対しては、社会・保健・家族問題委員会からも修正案が提出されており、パラグラフ第五文を別の文章に差し替えることが提案されていた。このため、「新興経済国を含む」の文言を挿入する場所を、第二文の「各国政府に対して」の文言の前とする再提案を行い、本修正案は、異議なく採択された。また、社会・保健・家族問題委員会及びメキシコからの修正案も採択された。逐条審議が終了した後、決議案全体について採決が行われ、全会一致をもって採択された。

(二) OECD活動拡大討議(本会議：十月六日)

冒頭、チャヴシュオール議長から議事についての説明並びに日本等欧州域外のOECD加盟国及びグリアOECD事務総長の参加を歓迎する旨発言があった。次に、モスコゾ・デル・ブラド・ヘルナンデス報告委員から報告書「OECD活動報告二〇〇九一二〇一」について説明が行われ、

社会・保健・家族問題委員会、移民・難民・人口委員会、文化・科学・教育委員会及び環境・農業・地域問題委員会から意見が述べられた。

続いてグリアOECD事務総長が演説し、チリ、イスラエル、スロベニアのOECD加盟を歓迎するとともに、中国、インド、ブラジル等の新興経済国との協力関係が深まっている旨述べた。

また、同事務総長は、金融、経済、雇用の危機を克服するに当たっての主要課題として、経済回復の持続と財政の健全化、雇用の改善、新たな成長の源、信頼の回復を挙げるとともに、本年のOECD諸国の経済成長は予測を下回る見通しであり、米国、日本に比べ、欧州諸国は低成長にとどまると見込まれるとの認識を示した。雇用については、OECD諸国の平均失業率は約九%であり、その回復は遅く危機前の水準に戻るには長期を要する旨、特に若者の失業は深刻であり、若年層の失業率はOECD諸国平均で約二〇%である旨指摘した。財政については、OECD諸国の政府の長期債務残高は、対GDP比で平均約一〇〇%に達しており、その増加の早さや財政的に持続不可能なものとなっていることから、景気回復・経済成長と持続可能な財政の双方への配慮並びに債務残高の対GDP比低下が求められる旨指摘した。さらに、新たな成長の源として、イノベーション、グリーン成長などがあり、イノベーションのためには教育、研究・開発、競争、労働及び製品市場の柔軟性等が必要である旨指摘した。加えて、信頼の回復に当たっては、短期的には厳しい政策が必要であることを明確にすることも含まれる旨言及した。

次に、欧州評議会議員会議議員及びOECD加盟国議会代表議員の計十八名が演説を行った。日本からは金子団長が演説を行い、世界経済は各国の積極的な景気刺激策に支えられ回復に向かっている一方、各国政府は財政赤字の拡大等様々な課題に直面しており、日本においてもデフレ傾向が続いている旨発言した。次いで、日本が本年六月に「新成長戦略」を策定し、「強い経済、強い財

政、強い社会保障」の一体的実現を目指している旨表明するとともに、各国が持続可能でバランスのとれた成長を実現していくためには、公正な貿易・投資の更なる促進や社会的・環境的側面に配慮した社会進歩の測定が求められ、この点に関しOECDが果たす役割は極めて大きい旨指摘した。

各議員の演説を受けて、グリアOECD事務総長、モスコゾ・デル・ブラド・ヘルナンデス報告委員及びヴィレ経済・開発委員長から発言があった後、拡大経済・開発委員会から上程された決議案が議題となった。まず、エルジンガ議員はから修正案が提出され、投票の結果、修正案は採択された。これを受けて右修正案を反映した決議案が採決に付され、投票の結果、同決議案は採択された。

(三) 表敬訪問

イ チャヴシュオール欧州評議会議員会議議長表敬(十月五日午後)

冒頭、金子団長は、チャヴシュオール議長が本年一月から欧州評議会議員会議の議長として職務を果たされていること及び欧州評議会議員会議が民主主義、人権、法の支配という共通の価値の実現に向けて活動していることに敬意を表する旨述べた。さらに、OECD活動拡大討議は、OECD及び欧州評議会加盟国の議会代表が平等な資格でOECDの毎年の活動をチェックする国際会議であり、高く評価している旨、日本国会は一九七四年以降、継続して同討議に参加しており、我々が共に歩んで来たことをうれしく思う旨発言した。これに対し、同議長から、本討議において、この数年大変多くの意見交換が行われており、日本の参加に感謝する旨発言があった。また、金子団長が、同議長が親日家であると承知している旨発言したところ、同議長から、かつてトルコ・日本友好議員連盟会長を務め、現在も副会長であり、二〇〇三年の「日本におけるトルコ年」や本年の「トルコにおける日本年」等、日本との関係のために尽力してきた旨、さらに欧州評

議会と日本との関係もより深いものにしていきたい旨発言があった。

また、同議長から、欧州評議会と日本との関係強化のため、欧州評議会議員会議は、今後も様々な機会に日本国会と交流し、関係を深めていくことを希望する旨発言があり、金子団長は、帰国後、日本国会において欧州評議会の活動への関心や理解が深まるよう努めたい旨述べた。

ロ グリアOECD事務総長表敬(十月六日午後)

冒頭、金子団長は、二〇〇八年の拡大討議の際にグリア事務総長と会談した時点では、世界は金融・経済危機の只中にあったが、その後各国の対策により、世界経済は徐々に安定してきている。今後は、中長期的に持続可能な安定的経済成長のため、各国が協力する体制を構築していかなければならず、その面でOECDの役割は極めて重要である旨発言した。

これに対しグリア事務総長は、金融・経済危機の影響はまだ残っているものの、危機は徐々に収束しつつあるように感じられるとした上で、日本は低成長が続く、労働市場の分断、多額の公的債務残高等、様々な問題が生じている旨指摘し、イノベーションをどのように成長に結びつけていくかが問題であるとの認識を示した。これに関し、猪口議員は、我が国は財政赤字が増加する一方で、景気回復のための財政支出も求められる等、困難な状況にあるが、イノベーションが重要であり、高齢化が進む中で、若者への教育に焦点を置くべきである旨発言した。

また金子団長は、日本は「新成長戦略」において、特に若者のための雇用創出を重視しており、環境分野のグリーン・イノベーションで四十万人、健康関連等の分野のライフ・イノベーションで二百八十四万人の新規雇用を創出することを目指している旨紹介した。これに対し、同事務総長は、若者の雇用は最も重要な課題である旨述べた。また、現代社会においては高齢化等に伴い社会保障費が急速に増加しており、教育と並んで最

も公共支出が多い分野である旨、さらに、少子高齢社会に伴う労働力不足への対応として移民を受け入れるという考えもある旨述べた。これに対し金子団長は、移民の受け入れを議論する前に、まずは女性の就業を増やすことが重要であり、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と家庭の両立が可能な社会にすることが求められる旨発言した。同事務総長はこの発言に同意し、保育所の整備、労働時間の弾力性が必要である旨指摘した。

三、終わりに
参議院代表団は、OECD活動拡大討議への参加及び前述の表敬訪問のほか、パリにおいて仏上院を訪問し、アスリーヌ上院仏日友好議員連盟会長及びガリヨールメイラン上院外交防衛委員会理事と日仏関係や世界の安全保障問題について意見交換を行った。さらに、ストラスブールにおいては、市当局からトラム(路面電車)を中心に同市の都市整備計画について説明を聴取し、また育児支援施設「子どもの家」を視察するなど積極的な活動を行った。

世界経済は各国の経済対策に支えられて回復に向かっているものの、先進各国の高い失業率、各国の財政悪化に伴ういわゆるソブリン・リスクの問題等、依然として多くの課題を抱えている。そうした中、本討議において各国の国會議員と共に世界経済の状況や持続可能な経済成長の実現に必要な方策等について議論を行ったことは、極めて有意義であったと思考する。

最後に、本代表団のために種々の便宜を図っていただいた関係各在外公館の各位に対し、心から御礼申し上げ、本報告を終える。

G 20上院議長会議出席並びにキューバ共和国人民権力全国議会議長及びメキシコ合衆国上院議長の招待による両国公式訪問並びに各国の政治経済事情等視察参議院副議長一行報告書

一、始めに
尾辻副議長は、平成二十二年九月二日から四日までカナダ上院議長の主催によりカナダ(オタワ)の同国上院議会において開催されたG 20上院議長会議に参議院を代表して出席した。

二、訪問日程
本議員団は、平成二十二年九月二日に日本を出発し、同月十二日に帰国した。

その日程は以下のとおりである。

九月二日(木)
東京発オタワ着
九月三日(金)
G 20上院議長会議
九月四日(土)
G 20上院議長会議
オタワ発トロント着
副議長を除く議員団合流
九月五日(日)
トロント発ハバナ着
アラルコン人民権力全国議会議長主催歓迎宴
九月六日(月)

参議院議員
柳田 稔
同 小坂 憲次
同 木庭健太郎
同 寺田 典城
同 井高 育央
同 国際部長
同 議事部副部長
同 長秘書課長
同 事務取扱
同 副議長秘書
同 有園 裕章
同 小川 明子
同 富士 由將
同 伊藤 悠希

カプリサス閣僚評議会副議長及びクロムベツト人民権力全国議会議長との会談
マルティネス共産党中央委員会国際関係局長との会談
国立科学研究所訪問
在留邦人、日系人との懇談
九月七日(火)
マチャド国家評議会第一副議長との会談
尾辻副議長主催答礼宴
ハバナ発メキシコシティ着
九月八日(水)
エスピノサ外務大臣との会談
日墨協会訪問
在留邦人、日系人との懇談
九月九日(木)
アロヨ上院副議長との会談
上院アジア太平洋外交委員会との会談
下院墨日友好議員連盟との会談
国立地震防災センター訪問
尾辻副議長主催答礼宴
九月十日(金)
メキシコシティ発ロサンゼルス着
日系企業関係者との懇談
九月十一日(土)
ロサンゼルス発
九月十二日(日)
東京着

三、G 20上院議長会議
右会議は、「食料の生産及び流通に対する需要を満たすための世界的な協調戦略」、「平和と食料安全保障に関する新たなパラダイム」及び「世界経済の安定性を向上させるための世界的な財政・経済モデル」の各討議項目について、G 20諸国の上院議長(二院制の国・地域は、当該国・地域議会の議長等が立法院の指導者の立場から議論を行うことを通じて、各国の経験及び関連施策の国際協調の在り方について認識を深め、右認識を今後の立法及び行政監視活動に反映させることを目的として開催されたものである。

参議院副議長 尾辻 秀久

右会議には、尾辻副議長を含む二十四か国・地域の上院議長等が参加したところ、その概要は以下のとおりである。

(一)開会式

討議に先立ち、キンセラ・カナダ上院議長は、会議への参加に謝意を表するとともに、食料安全保障や世界経済等の世界的な課題に関するベスト・プラクティスの共有や望ましい施策の提示に向け、議会レベルで活発な討議が行われることに期待を示した。

(二)討議 食料の生産及び流通に対する需要を満たすための世界的な協調戦略

右討議課題に関して、五か国の代表より概要以下のとおり演説が行われた。

朴韓国国会議長は、食料ナショナリズムや保護主義の抑止に向けた世界的な協力並びに農業技術及び食料供給の支援の必要性を指摘するとともに、今後世界的な課題に対する議論が議会レベルで行われるよう、この会議の定例化を提案した。

マシラング南アフリカ全国州評議会議長は、研究投資の拡大、世界食料安全保障サミットで合意された原則の遵守、ミレニアム開発目標の達成、政府の取組に対する議会の監視の重要性を強調し、また、先進国の農業輸出補助金が途上国の農業生産に悪影響を与えている旨指摘した。

チョン・ベトナム国会議長は、食料貿易における関税及び非関税の障壁の最小化等に向け、各国の議会・政府間が協調してWTO(世界貿易機関)ドーハ・ラウンド交渉に係る取組を進めるべきと述べたほか、FAO(国連食糧農業機関)による食料事情の監視機能の強化を訴えた。

蒋中国全国人民代表大会常務委員会副委員長は、食料問題の解決に向けた課題として、食料の生産、流通及び備蓄に関する制度の改善、食料市場における国際的な投機防止策及び気候変動の影響への対処等を挙げたほか、中国は、南南協力を通じて、自国の農業技術を他の途上国と共有する用意がある旨述べた。

デュボン・フランス上院副議長は、農産物価格の安定に向けた規制措置、農耕地の適正な管理及び食料問題の解決と持続的発展の両立に向け、各国の行動を促したほか、貿易政策に関して、農業及び食料事情の安定確保の観点から、秩序立った自由化が望ましい旨述べた。

演説に対する講評として、尾辻副議長を含む二十一名が発言した。

尾辻副議長は、途上国への農業投資により、人権、環境及び民主的ガバナンスを損なわぬよう、国際的なルールの確立が重要である旨指摘するとともに、貿易自由化交渉を支持しつつも、貿易・関税政策に関して食料安全保障の観点配慮されるべき旨日本の立場を説明した。また、他の国・地域より、各国が取り組むべき課題として、気候変動対策の確立、遺伝子組換え技術が食料事情に与える影響の検証、食料の安定供給の前提となる平和・安定の確立及びインフラ整備による農業生産性の向上等についても指摘がなされたほか、今後も議会間の対話を継続するため、この会議を継続すべきとの見解も示された。

(三)討議 平和と食料安全保障に関する新たなパラダイム

右討議課題に関して、尾辻副議長を含む六か国の代表より概要以下のとおり演説が行われた。

尾辻副議長は、今後、食料の需要及び価格の上昇や地域的な食料の偏在化が進むとの予測を示した上で、各国議会が協調して取り組むべき課題として、途上国での人口増加の適正化や農業生産性の向上に係る支援の強化、貿易自由化交渉における食料安全保障への配慮、食料の輸出規制に対する規律の強化及び気候変動対策の新たな国際的枠組みの速やかな合意の各点を指摘した。また、食料の安全性に対する懸念が高まっていることに関

して、食料の輸出入及び流通時の安全性のチェックの強化を訴えたほか、食育の普及を通じた地域の食料利用及び伝統的な食生活の推進が食料問題の解決の一助となる旨述べ、各国に対して同様の取組を奨励した。

シャーヒン・トルコ議会議長は、軍事費削減で捻出する財源を食料対策に活用すべき旨主張したほか、ドナー諸国等に対し、途上国での現代的な農業技術の普及に向け、一層努力することを求めた。

キーティ・イタリア上院副議長は、平和・安定が食料問題の解決の前提条件であるとの認識を示し、国連安全保障理事会の改革やグローバルゼーションの弊害を抑止するための市民参加型の意思決定メカニズムの構築等が重要である旨述べた。

ロホ・スベイン上院議長は、世界の政府開発援助に占める食料部門への支援割合が傾向的に減少している事実を懸念を示し、農業生産の改善やミレニアム開発目標の第一目標(二〇一五年までの飢餓及び貧困の減少)の達成に向けた努力の重要性を訴えた。

ゲールツ在カナダ・オランダ大使は、リンデン・オランダ上院議長の演説文を代読し、途上国の農業部門への支援の効果を高めるため、途上国における法の支配、食料への権利、土地所有権及び市場アクセスの確立が重要である旨述べたほか、途上国への土地投資の適切性確保に向けた対応の必要性を指摘した。

ヌルワヒド・インドネシア議会議長は、食料安全保障の確立に向けた論点として、農業部門における研究投資の拡大や気候変動対策の重要性を指摘したほか、途上国の主要農産品市場の保護のため、貿易政策上必要な措置が認められるべきと主張した。

演説に対する講評として、尾辻副議長を含む十二名が発言した。

尾辻副議長は、農業に必要な水資源の供給に関して、日本が技術面の貢献を継続するよう議論を喚起したい旨述べるとともに、日本、東南アジア諸国連合加盟国、中国及び韓国で緊急用のコメの備蓄制度が検討されていることに言及しつつ、食料不安に備えるための国際的食料備蓄について各国が議論を深めるべき旨指摘した。また、他国より、貧困国に対する食料支援に係るWTO農業協

定上の規制の見直し、生産性の向上に資する農業政策の選択、法的安定性の確保に向けた制度の整備等の論点も示された。

(四)討議 世界経済の安定性を向上させるための世界的な財政・経済モデル

右討議課題に関して、四か国・地域の代表より概要以下のとおり演説が行われた。

アロヨ・メキシコ上院副議長は、G20諸国の途上国支援に関して、強く競争的な経済の形成のみならず民主的ガバナンスや社会の安定の促進をも目的とするよう主張した。また、国際的な金融規制及び監督の強化が、途上国の金融機関や新興国市場に悪影響を及ぼさぬよう配慮すべき旨言及した。

カーン・インド上院副議長は、途上国の経済政策に関して、輸出先及び輸出品目の多角化やインフラ整備等のための財政支出の拡大を提言したほか、貧困層を重視し、質素かつ高潔な思想に根ざすガンジの哲学に基づき、各国が経済・社会モデルを構築することが重要である旨述べた。

ランブリニディス欧州議会議長は、財政の安定・強化が重要である一方で、セーフティ・ネットの削減を通じた財政健全化はかえって経済成長を妨げるおそれがある旨指摘するとともに、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行動の抑止、金融監督の在り方の検討及び国際金融取引課税を財源とした途上国支援等に各国が取り組むべきと訴えた。

スープリシー・ブラジル上院議員は、すべての人々に一定額の所得を保障する制度の導入により、公平の実現や行政の簡素化等が可能となると述べ、各国による右制度の検討を促した。

演説に対する講評として、尾辻副議長を含む九名が発言した。

尾辻副議長は、日本の金融不安の経験を踏まえ、経済・金融不安からの脱却に向けて各国が政策遂行上重視すべき点として、銀行部門の継続的な資産評価及び早期の資本充実、企業部門の過剰債務の削減及び経済改革に伴う影響を軽減するた

めのセーフティ・ネットの充実の各点を指摘した。また、他国より、途上国の発言力強化に向けた国際通貨基金の議決権比率の見直し、金融規制の国際的調和の確立及び経済危機を未然に防ぐための経済政策の恒常的な検証等の論点についても言及があった。

(五)閉会式

閉会の辞として、キンセラ・カナダ上院議長は、今後も重要な国際問題に関して議会間の討議が行われることを期待する旨述べた。

続いて、朴韓国国議長は、第二回G20上院議長会議を、来年ソウルで開催する意向を表明した。

(六)二国間会談等

会議期間中、尾辻副議長は、キンセラ・カナダ上院議長及びジョン・ベトナム国会議長と会談を行った。

カナダ上院議長との会談では、右議長より、会議における尾辻副議長の積極的な貢献に謝意が示されたほか、G20上院議長会議の定例化の是非や食の安全性確保の在り方等について意見交換が行われた。

また、ベトナム国会議長との会談では、ベトナムに対する日本の経済支援や両国の議会間交流等について意見交換が行われた。

このほか、諸行事において各国議長等と懇談するなど、活発な議会間交流が行われた。

四、キューバ共和国訪問

(一)キューバ共和国概要

国土は十一万平方キロメートル(本州の約半分)、人口は約千二百四十万人である。

一九五九年のキューバ革命によりカストロ政権が樹立。統治機構は、立法機関たる人民権力全国議会(二院制、六百十四人の議員を直接選挙、任期五年)、議会によって選出される集団指導機関たる国家評議会、行政府たる閣僚評議会、司法機関たる人民最高裁判所からなる。キューバ共産党が唯一の合法政党である。

二〇〇八年、人民権力全国議会は、フィデル・

カストロ国家評議会議長の辞意表明を受け、実弟のラウル・カストロ国家評議会第一副議長を議長に選出し、第一副議長にマチャド副議長を選出した。なお、フィデル前議長はなお共産党第一書記の地位を維持している。

(二)アラルコン人民権力全国議会議長との会談

尾辻副議長及び一行は、アラルコン議長主催歓迎宴において、同議長及びクロムベツト副議長と会談の機会を持った。なお、帰国中のコシーオ在京大使も同席した。

アラルコン議長は、キューバと日本は地理的に離れてはいるが互いに常に親愛の情を保っており、キューバにおける日系人の存在はキューバの歴史の一部になっていること、二国間関係の進展のため議会として多くの貢献ができること等を述べ、歓迎の意を表した。

これに対し、尾辻副議長は、キューバとの議会間交流は、十年前にアラルコン議長、五年前にクロムベツト副議長の訪日、また、三年前に当時の横路衆議院副議長が貴国を訪問するなど継続しており、今回の私と同僚議員の貴国訪問が両国の友好協力関係の一層の進展に貢献できるものと確信している旨、カリブ海の真珠とも例えられ、コロンプスが「世界で最も美しい島」と呼んだ貴国に対しては、我が国の多くの国民があこがれを抱きながらその魅力を直接体験する機会が多くないが今回の訪問を機に貴国の実情を広く伝えていきたい旨述べた。

また席上、昨今の両国の気候及び東京駅付近での環境対策などに話題が及んだ。

(三)カプリサス閣僚評議会副議長及びクロムベツト人民権力全国議会議長との会談
カプリサス閣僚評議会副議長は、尾辻副議長の訪問を歓迎するとの意を表明した後、キューバの抱える対外債務(対日債務は約二千八百億円)の返済につき理解を求める熱心な説明があった。すなわち、二〇〇八年に襲来した三つのハリケーンによる被害、主要輸出品のニッケル価格の下落等世界経済危機の影響、アメリカによる経済制裁の影響によりキューバ経済が停滞していること、一方、キューバは石油産出、バイオ産業の育成、農産物生産等が経済発展の契機ともなり得る側面を有していることなど対外債務返済についての理解を求める旨述べた。

これに対し、尾辻副議長は、対外債務問題については参議院議員団としては回答を避けたい、貴国が注力する医療技術と観光資源を組み合わせ、健康観光産業として育成することで経済成長に貢献できる旨答えた。

また、同行議員から中国との関係について問われ、カプリサス副議長は、キューバにとり中国は、輸出入とも第二位の貿易相手国であり相互の信頼関係も有するが、このことは他国との関係に影響することはない旨述べた。

(四)マルティネス共産党中央委員会国際関係局長との会談
マルティネス次長は、日本とは八十年の外交関係を親愛と尊敬の念をもって継続しており、キューバ在住の日本人は少ないが重要な役割を果たしている旨、議会間交流においては日本のすべての政党との交流を通じて多くの問題を解決していきたい旨述べた。

尾辻副議長は、議会間交流における政党間の交流には十分配慮したい旨述べるとともに、キューバは財政危機の中、医療と教育に注力し、その成果をもつて発展途上国を支援しており、社会的弱者の立場を重視する姿勢は評価すべきである旨、両国が互いの長点と課題を率直に語り合い新たな視点を提示していくことは有意義である旨述べた。また、核廃絶問題に関し、キューバからの要人が訪日の際、必ず広島、長崎を訪問していることに謝意を表した。

同行議員から、今後の二国間の交流を深めていくためには、自国の理解を求める前に相手国を理解しようとする姿勢を示すことが大切であること、スポーツ、音楽分野での交流も有意義であること等、広範かつ活発な発言があった。

(五)マチャド国家評議会第一副議長との会談

マチャド国家評議会第一副議長は、ラウル・カストロ議長代理として一行に歓迎の意を表した後、今回の訪問が日本との関係の進展、促進となるよう期待する旨、両国はシステムの違いはあるが国民の福祉向上に重点を置いている点で共通である旨、自身の広島訪問時の経験を踏まえ核廃絶による世界平和の実現に努力している旨、対米関係は余り改善していないが、今回のように超党派の議会関係者と話し合い、キューバの事情を対外的に発信できることは重要である旨述べた。

これに対し、尾辻副議長は、この会談の実現に感謝の意を述べた後、キューバとは昨年の技術協力協定の署名等により制度面の協力が進んでいる旨、キューバの医療、教育は世界の注目するところであり、特に社会福祉を重視する姿勢は他国が模範とすべきである旨、すべての国民が最高の医療を受けられる点で日本とキューバは共通している旨、今回の訪問において経済危機、地球温暖化、食料問題等多くの課題に関し貴重な意見交換ができたことは有意義であり、日本に戻る予定のコシーオ在京大使とさらに意見交換していきたい旨述べた。

同行議員からは、キューバの医療、教育、スポーツの振興状況等についても言及があった。

(六)その他の会談等
尾辻副議長一行は、これらの要人との会談を行う一方、自然成分による医薬品や栄養補助食品等の研究・開発を行っている国立科学研究所の視察、JICAの農業・技術指導者、民間貿易関係者等の在留邦人・日系人との懇談の機会も持った。また、尾辻副議長は、アラルコン議長等キューバの要人を招いて答礼宴を開催した。

五、メキシコ合衆国訪問
(一)メキシコ合衆国概要
同国は、八〇年代の経済危機を契機に、NAFTAとOECDに加盟し、新興経済国としての地位を確立、G20のメンバー国となった。
中道右派の国民行動党所属のカルデロン大統領は、二〇〇六年十二月の就任以降、治安改善、近

場を迎えている。

昨年にデンマークで開催されたCOP15(第十五回締約国会議)ではコペンハーゲン合意が取りまとめられ、長期的な排出削減の指針として世界全体の温度上昇を二度C以内に抑えるよう削減行動を取ることに、先進国の二〇二〇年までの排出削減目標及び途上国の排出削減行動を条約事務局に提出することなどが定められた。しかし、このコペンハーゲン合意は、先進国と途上国の間での対立などから採択には至らず、締約国は留意することにとどまっている。こうしたことから、本年十一月にメキシコで開催予定のCOP16において、法的拘束力のある合意ができるかどうか見通しが立っていない。

本議員団は、こうした国際交渉の状況の下、今後、経済成長に伴い温室効果ガスの排出量増大が見込まれるインド及びインドネシア共和国を訪問し、気候変動対策の国際的枠組みの在り方、日本との協力の在り方などについて、意見交換や取組状況に関する調査を行ったものである。

また、本年は生物多様性条約の二〇一〇年目標の目標年であり、十月には名古屋市において生物多様性条約のCOP10が開催される。COP10においては、二〇一〇年以降の次期目標やABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)などについて議論が行われる。こうしたことから、議員団は、インドネシア共和国において、生物多様性の問題に関して意見交換や取組状況を併せて調査することとしたものである。

三、インド

(一)概況
インドは、多種多様な民族や言語からなる経済成長著しい南アジアの大国である。面積は約三百万二、七百万平方キロメートル、日本の面積の約九倍であり、これはヨーロッパ全域の面積(旧ソ連を除く)に相当する広さである。一方、人口は約十一億九千八百万人(二〇〇九年)であり、中国の約十三億四千五百万人に次いで世界第二位であるが、二〇五〇年には約十五億人になり、中国を抜くことが予想されている。一方、二十歳未

満の人口割合は四十二・八%(二〇〇六年推計)であり、豊富な労働力を有している。

民族は、原始部族(下ラビタ族以前の先住民、インド・アーリア族などの七種類に分類され、また、宗教はヒンドゥー教徒が多数を占めているが、ほかにイスラム教徒、キリスト教徒などがある。言語は、ヒンドゥー語が公用語とされているが、憲法の公認言語だけでも二十二言語ある。

現在、インドの政権を担っているのは、二〇〇四年の下院総選挙により第一党となったコングレス党を中心とする統一進歩連盟(UPA)(マンモハン・シン首相であり、昨年の下院総選挙を経て、現在、第二期目となっている。

第二次マンモハン・シン政権は、貧困層、女性、イスラム教徒を含むマイノリティ等の社会的弱者対策や農村での雇用・開発を積極的に進めるため、これらを優先課題とする「旗艦プログラム」に取り組んでいる。このための財源確保として高い経済成長を追求し、その基盤として道路等のインフラ整備を重視している。

経済の状況を見ると、二〇〇九年のGDPは一兆二千九百六十一億ドルであり、アジアでは中国、日本に次ぐ第三位となっている。また、これはASEAN全体のGDPの九割に相当する。二〇〇五―二〇〇七年度の経済成長率は九・七台であり、二〇〇九年度も七・四%と高い成長率を維持している。こうした経済成長の牽引役はIT部門や通信部門のサービス業部門の成長によるものである。さらに、都市部を中心に増大する中間所得層(一日当たりの所得が二―二十ドル以下の層を指し、人口全体の約二十五%を占める)による、耐久消費財の購入といった消費動向がインド経済の行方を左右するとされている。

一方、一日の所得が一・二五ドル以下の貧困人口は二〇〇五年で全体の四十二%に及ぶとされ、識字率も二〇〇四年度で六十七・三%となっている。また、農村の半分は電化されていないとされる。カースト制度はいまだインド社会に深く根ざしてはいるが、大学への入学や公務への就職で一

定制割合を指定カーストに優先的に割り当てる制度などが行われているところである。

日本との関係では、インドは過去七年間連続で円借款の最大の受取国であり(二〇〇九年度は約二千八百八十二億円)、議員団も試乗した地下鉄デリーメトロ建設が成功例として評価されている。また、マンモハン・シン政権以降も要人の往来は多く、貿易やインドへの投資も急激に伸びている。こうしたことを背景に、本年九月には経済連携協定(EPA)が大筋合意され、また、本年六月末からは原子力協定の協議が開始されている。

(二)温室効果ガスの排出状況と主な取組状況
インドのエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、二〇〇七年で約十三・七億トンであり、世界全体からみた割合は四・七%、日本を上回り第四位となっている。また、一九九〇年比で約二・三倍となっている。

部門別の排出量の割合を見ると、電力部門(三十七・八%)、運輸部門(七・五%)、居住部門(七・二%)、セメント(六・八%)、製鉄(六・二%)などとなっている。インドの一次エネルギー消費量は世界第五位であり、発電の七割が石炭によるものである。二〇三〇年までの一次エネルギーの需要は二〇〇五年比で二・四倍と見込まれている。

こうした状況に対して、気候変動問題へのインド政府の基本的な立場は、先進国に、より重い責任があるという「共通だが差異ある責任」原則を堅持することである。また、国全体の総排出量よりも一人当たりの二酸化炭素排出量の概念を重視している(日本の一人当たりの二酸化炭素排出量は九・七トンであるのに対し、インドは一・二トンである)。

インド政府は二〇〇八年に「気候変動に関する国家行動計画」を策定し、太陽エネルギーのシェア拡大、エネルギー効率の改善、森林緑化などの八つのミッションを掲げている。このうち、太陽エネルギーに関しては、昨年策定された「ジャワハルネーラー国家太陽ミッション」によるもので、

政府の固定価格買取により、二〇二〇年までに二十ギガワットの発電容量を目指している。また、エネルギー効率に関しては、九部門の事業者への義務的なエネルギー効率改善目標の設定、目標を上回る改善への証明書の発行・取引を内容とするPAT制度を来年四月から導入し、毎年、インド全体の二酸化炭素排出量の三%削減を目指すこととしている。

(三)ラメシュ環境森林大臣との懇談
COP15を目前にした昨年十二月にラメシュ環境森林大臣は、インド国会においてインドの温室効果ガスのGDP当たりの排出量を二〇二〇年までに二〇〇五年比で二十%から二十五%削減できるとの見通しを表明した。これは自発的努力目標、すなわち、法的拘束力は持たないものであるとし、先進国のような総量削減目標は受け入れることができないとしている。インド政府は、コペンハーゲン合意を踏まえ、この削減目標を気候変動枠組条約事務局へ通報している。

議員団との懇談では、議員団からの質疑・意見に対し、まず、削減目標達成の方策については、現在、二酸化炭素排出量上位の電力、産業、運輸の各部門が課題となっており、温室効果ガス削減のための新しい技術導入のため、日本及び日本企業が重要なパートナーであるとの認識が示された。さらに、日印原子力協定に期待する姿勢も見られた。

また、環境問題にも大きく関わる人口増加を容認している理由として、ヒンドゥー教といった宗教的な要因よりも、インド政府の民主的な政策によるものとし、今後、教育の進展や都市化、経済成長が続けば増加率も減少するものと考えているとの説明があった。

そうした一方で、インドの人口は毎年約一千万人増加しており、将来的には中国を抜き世界第一位になることが予想されている。こうした人口増を支える農業について、インドの二酸化炭素排出量の約十七%は農業部門ではあるが、食料自給率はほぼ百%となっており、食料安全保障の観点か

ら農業保護が重要であると考えている(なお、インドの温室効果ガス削減目標では、農業部門は除かれていない)。同じ農産品でも、先進国で一般的な牛肉の消費は、大量の飼料穀物の消費や森林破壊にもつながることから、これを見直すことが重要ではないかと意見が示された。

また、西洋式の消費文化をそのまま受け入れることは環境へ大きな影響を及ぼすことから、低炭素社会を築いていくことが重要であると考えてはいるが、米国の始めとする先進国の現在の温室効果ガスの排出状況の下で低炭素化を図ることは、気候変動問題への共通した責任の観点から受け入れることは困難であるとの考えが示された。その一方で、気候変動問題の国際的な合意に向けて建設的な役割を果たしていきたいとの考えも併せて示された。

(四) ITCグリーンセンターの視察

ITCグリーンセンターは、たばこ、ホテル、厚紙・特殊用紙、食品・菓子、アパレルなどの多角的経営を行っている大手企業ITCのオフィスビルである。

環境に配慮した新設のグリーンビルディングとして二〇〇〇年から建築が始まり、二〇〇五年に開設され、同年、建築物の持続可能性評価基準の一つである米国のLEED基準のプラチナ(最高レベル)を取得している。

ITCグリーンセンターは、建築物のエネルギーや木材、水の使用量を抑制し、環境への負荷を低減させるとともに、室内の空気を改善することにより、居住者の住環境を向上させるというグリーンデザインの考えから建築された。

取組の具体例としては、雨水を百％地下に浸透させ、下水路への放流をゼロとし、また、建物からの下水を百％浄化し、造園へ利用するなどにより、水の四十％利用削減を達成している。エネルギー関係では、火力発電のフライアッシュを再利用した軽量気泡コンクリートや二重ガラスの使用、屋上の断熱化により建物の機密性を高め、自然光や太陽熱温水の利用、可変風量システムなど

を備えたノンフロン冷房機器の利用などにより、エネルギー関連予算を大幅に削減している。また、室内の環境対策としては、二酸化炭素のモニタリング装置により換気を行っているほか、カーペットや合板材などには揮発性有機化合物が低濃度の接着剤などを使用している。

議員団からの質疑では、建築費用の償却見込みについて、建設当初にグリーンビルディングの設計・建築に関する専門家がいなかったことや建築材料の確保のため、通常の場合より十四・十五％費用がかかったが、現在なら四・五％の費用増で建築が可能であり、償却期間も四・五年が見込まれるとの説明があった。

また、ITCは健康への影響が懸念されるたばこ部門から出発したが、この十年間で経営の多角化を図っており、環境、健康、安全の三つを経営の柱としている。グリーンビルディングの建築は、環境への配慮が経済や健康・安全、コミュニティの利益につながるものによるものであるとの説明があった。

(五) ヤダフNCUI会長と懇談

インドの協同組合運動の歴史は古く、一九〇四年には協同組合法が成立している。インド協同組合中央会は、その協同組合運動の組織の先駆けとして一九二九年に設立されたインド国内の協同組合の全国機関であり、その後、地方の金融組織を合併し、一九六一年に現在の名称となった。

その目的は、インドの協同組合運動の促進・強化や方針・イデオロギー・価値の普及、教育・訓練プログラムの編成のほか、国又は州の政府へのロビーイング活動、国際会議などへの代表団の派遣などとなっている。

本年二月には八か国の農業団体からなるAFGC(協力のためのアジア農業者グループ)として、貿易及び農業政策に関する共同宣言を行っており、気候変動の緩和における農業の役割や途上国の貧困緩和と気候変動の悪影響の軽減などについて対策の必要性を掲げている。

議員団との意見交換では、議員団からの質疑・

意見に対し、まず、気候変動の影響について、この十年間で小麦の収穫量が三十九億トンも減少し、農地が一ヘクタール以下の農家への影響が大きいとの説明があった。一方、気候変動対策として有機農業や農作物残渣のバイオマス化などの農業分野における取組が重要であり、また、消費者関係や信用組合、住宅などの各協同組合においても様々な気候変動対策に取り組むなど、コミュニティの中で協同組合が果たしていく役割は大きいとの考えが示された。

(六) マルチ・スズキガオン工場の視察

マルチ・スズキは、一九七一年に故インディラ・ガンジー元首相の次男であるサンジャイ・ガンジー氏が小型国民車構想の下に会社を設立したことに始まる。一九八二年にインド政府とスズキが合併・ライセンス契約に合意し、翌年からマルチ八〇〇(日本名アルト)の生産・販売を開始した。二〇〇二年には株式の過半数を取得し、スズキの子会社となっている。

本社はニューデリーにあり、二つの工場、グルガオン工場、マネサル工場を有している。資本金は約二十九億円で、従業員数は七千八百四十六人(うち日本人は四十四名)となっている。十三種類の乗用車及び多目的車を製造しており、二〇〇九年度の生産台数は約百二万台と初めて百万台を超えた。また、本年五月には累計生産台数が九百万台を超えている。二〇〇九年度のマーケットシェアは約四十四・七％となっている。

一九九九年には自動車会社としてはインドで初めてISO14001を取得し、環境管理システム(EMS)を導入している。スズキの基本理念に従い、資源の最適な利用と費用削減に努めており、従業員に対し環境保全に関するトレーニング・プログラムを実施している。工場内での視察では、生産ラインの傍らで、節水や省エネなどを

注意喚起する掲示板や従業員のアイデアにより自動車部品の軽量化や製造工程の効率化を図った事例を説明する掲示板を見ることができた。

議員団からの質疑では、円高下でのスズキの生

産拠点の考え方について、スズキは日本よりもインドでの生産を重視しており、現在では自動車の部品・装備の九十五％はインドにおいて生産したものを利用していることから、円高の影響は少ないこと、また、グローバル・ソーシングの下ではコストが高い日本からは特殊な部品以外は調達することは困難であるとの説明があった。

一方、インドは小型車の物品税を段階的に下げしており、これがインドでの小型車の普及を支えている。また、同時にインドでの省エネ・省資源に貢献することになっているとの説明があった。

また、合併当初から日本の経営の導入を要請されており、将来的にはインド人従業員の手で自動車の生産を一貫して行えるよう、日本でエンジニアの養成を行っているとの説明があった。

(二) 概況

インドネシアは、東南アジアに位置し、約一万八千の島々からなる世界最大の島嶼国家である。面積は約百八十九・〇八万平方キロメートル、日本の面積の約五倍であり、東西は米国の東西両海岸間の距離に匹敵する約五千百十キロメートル、南北は赤道を挟み、約千八百八十八キロメートルに及ぶ。人口は約二億三千万人(二〇〇八年)であり、中国、インド、米国に次いで第四位である。人口の約六割が全国土面積の約七％に過ぎないジャワ島に集中している。

民族は、大半がマレー系でジャワ人、スンダ人など多様である。また、宗教は人口の約九十％がイスラム教徒という世界最多のイスラム人口を有するが、キリスト教徒やヒンドゥー教徒もいる。言語はインドネシア語が公用語である。

二〇〇四年に史上初めて大統領の直接選挙が行われ、スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領が当選した。汚職撲滅、テロ対策、アチエ州の和平問題、投資環境整備などの課題に精力的に取り組む、昨年の直接選挙では約六割の得票率を得て再選し、第二次政権が発足している。ユドヨノ第二次政権は、国民福祉の向上、民主主義の確立、正

義の実践を優先課題に位置付けている。

経済の状況をみると、二〇〇九年のGDPは五千九百九十六億ドルであり、これはASEAN全体の約三分の一に相当する。また、二〇〇九年の経済成長率は、二〇〇八年後半からの国際的な経済危機の影響もあったが、政府の施策、堅調な国内消費、輸出の回復などにより四・五％を維持し、二〇一〇年第一・四半期は五・七％、第二・四半期は六・二％と堅調に推移している。

インドネシアは、日本の主要な市場・投資先であるほか、天然ガスや石炭などの重要なエネルギー供給国である。ユドヨノ政権が成立してから二国間の関係は緊密かつ良好であり、二〇〇七年にはEPAが発効した。日・インドネシアEPAは、関税撤廃などの両国間の市場アクセスの改善のほか、投資、サービス、人の移動、エネルギー・鉱物資源などの分野での包括的な連携を推進するものである。

一方、在インドネシア日本大使館からの説明聴取では、このEPAに基づき来日している看護師・介護福祉士の候補者が、日本語の習得の難しさから資格を取得することが困難となっており、意欲のある若者の能力をいかすための対策が必要であるとの認識で議員団と意見が一致した。また、日本独自の母子保健手帳は、母子の健康の保持と増進を図るものであり、インドネシアでも普及が必要であるとの議員団の指摘に対し、インドネシアは東西に長く続く島々からなり、こうした状況が普及への障害となつているとの説明が大使館からあった。

(二)温室効果ガスの排出状況と主な取組状況
インドネシアのエネルギー起源の二酸化炭素排出量は、二〇〇七年で約四億トンであり、世界全体からみた割合は一・三％である。インドの排出量と比べると約三割に過ぎないが、一人当たりの二酸化炭素排出量は、七トンであり、インドを上回っている。

熱帯地域に属するインドネシアは面積で世界全体の約三割(世界第三位)に上る熱帯雨林を有して

おり、また、マングローブ林も全世界の約四分の一の面積を有している。一方、森林の減少やエネルギー消費量の増加により、二酸化炭素排出量は一九九〇年比で約二・七倍増となっている。

森林は毎年約百万ヘクタール減少していると考えられ、これはほぼ新潟県の面積に相当する。その主な原因は、マーガリンなどの原料となるオイルパーム農園への転用やエネルギー・鉱山の開発のほか、森林火災が挙げられる。森林火災は、伝統的な農法である焼畑の飛び火によるものもあるとされている。

また、泥炭地の火災も深刻化している。泥炭は枯死し不完全な分解状態の植物が堆積したもので炭素が蓄積されている。これが農地化などにより露出し、地下水位の減少も作用して発火するものである。これら森林や泥炭地などに起因する温室効果ガスの排出量は、インドネシア全体の六十％にも上るとされている。

こうした状況に対して、インドネシア政府は二〇〇七年に気候変動枠組条約のCOP13を主催したほか、同年、二〇五〇年までの気候変動問題の緩和策及び適応策をまとめた気候変動対策国家行動計画を策定し、翌二〇〇八年には大統領直轄の気候変動国家評議会を設置するなど、積極的に対策に取り組んでいる。

コペンハーゲン合意を踏まえ、二〇一〇年までにBAU(特定の対策を採らない場合)に比べて二六％削減するとの温室効果ガス削減目標を条約事務局へ提出している。その主な施策としては、森林減少速度の緩和、森林・農地による炭素吸収、湿地の管理のほか、エネルギー効率の改善、代替エネルギー源の開発、固形・液体廃棄物の発生抑制、低炭素型交通への移行などが挙げられている。

なお、昨年のG20でユドヨノ大統領は、国際的な支援があれば、二〇二〇年までにBAUに比べ最大四十一％の削減を行うとしている。

(三)ムアラカラン火力発電所の視察
ムアラカラン火力発電所は、ジャカルタ市の北

部に位置し、一九七九年に重油による火力発電を開始した。その後、経年劣化が著しくなり、熱効率や出力が低下していることに加えて、インドネシア全体の電力の約八割がジャワ島で消費されるなど、ジャワ・バリ系統における電力需給のひっ迫解消が急務となつており、円借款事業としてコンバインドサイクル発電方式への転換工事が行われているものである。

コンバインドサイクル発電方式は、燃料を高圧の燃焼ガスにしてガスタービンで回し、併せて、その排ガスを熱を回収して発生させた高温・高圧の蒸気により、蒸気タービンも回して発電することにより、総合効率を向上させるものであり、日本においても導入されつつある。ムアラカラン火力発電所では本発電方式により最大発電出力を三百メガワットから七百メガワットに増大させるとともに、重油から天然ガス使用へ転換することにより温室効果ガス削減などの環境対策も併せて行うものであり、来年五月に最終完成の予定である。

議員団からの質疑では、新たに発電所を建設するのではなく既存の施設を改修することとした理由について、新設では立地場所を確保することが困難であり、また、円借款の条件を満たす必要があったためとの説明があった。なお、近年では新設も行われているとのことであった。また、インドネシアでは電力事業などへの補助制度があるが、財政負担や環境対策から、再生可能エネルギーである地熱や水力による発電へ転換が図られつつあるとの説明もあった。

(四)ボゴール植物園の視察
ボゴール植物園は、一八一七年にオランダの植物学者ラインワルトにより設立された、インドネシアで最も古い、熱帯アジアを代表する植物園の一つであり、年間の入園者数は二百万人近い数を記録している。

開園当初四十七ヘクタールあった敷地面積は次第に拡張されて八十五ヘクタールとなり、本年三月現在、三千三百九十七種の植物コレクションを有している。設立当初は、オイルパームやキナノ

キ(マラリアの特効薬キニーネの原料)など、海外の有用な植物の試験栽培を主な目的としていたが、その後は図書館や植物標本館などを設置し、現在は研究植物園として大統領直属のインドネシア科学院に付属している。

議員団は、熱帯産樹木の中で最も大きい種に属するメンガリス、板状の板根を持つケナリバビ、赤ラワンと称されるテンババガ、常緑の大形蔓性植物であるモダマ、細い根が多数垂下するベンジャミンゴム、多年生の宿根草木であるカンナなど、熱帯植物の宝庫である植物園のコレクションを専門のガイドの案内により見ることができた。

(五)生物学研究センターの視察
生物学研究センターはインドネシア科学院に属し、インドネシアの生物多様性保全に係る研究及び政策提言の中心機関として、動物学、植物学及び微生物学の三つの研究部門を有している。標本管理及び基礎研究を行うとともに、生物学の研究活動全体のモニタリング・評価を担っている。

二〇〇九年現在、研究者は約二百人、技術者は約六十人、スタッフは約二百三十人となっている。また、植物標本数は約百七十八万点に上り、途上国の植物学研究機関の標本としては群を抜いた規模となっている。日本は、従来より生物学研究センターの老朽化した研究施設及び標本収蔵庫の移転整備などに対して無償資金協力を行ってきた。

議員団からの質疑では、インドネシアは非常に豊かな生物資源を有する巨大な生物多様性国家の一つであり、生物学研究センターもインドネシアの生物多様性インベントリーの作成に取り組んでいる。また、名古屋市のCOP10へは三名の研究員を派遣する予定であるとの説明があった。

(六)ジャカルタ漁港の視察
ジャカルタ漁港はジャカルタ市北部に位置し、インドネシア国内に二十一港ある国営漁港の一つである。面積で世界第三位の排他的経済水域を持つインドネシアの海洋資源を十分活用するため、円借款により一九八四年に近代化の漁港として開港

した。

その後も円借款が実施され、防波堤・岸壁、冷凍・冷蔵施設、卸売市場などが整備された。面積は約七十ヘクタール、年間九千隻の漁船が出入りし、約百軒の水産加工場では約一万五千人が雇用されている。また、魚市場や釣りなどの海岸レクリエーションの機能も有するものとなっている。

二〇〇五年からは岸壁・防波堤リハビリ整備プロジェクトが実施されている。これは、円借款により、漁港機能維持のための岸壁や道路のかさ上げ、雨水貯水池・排水ポンプ場の設置、衛生管理のための汚水管補修を行うものである。

かさ上げ工事は、人口が増加したジャカルタ市内での井戸水の過剰くみ上げが地盤沈下を引き起こし、これにより岸壁の基礎杭が沈下したために行われるものである。高潮時には岸壁が冠水し、荷役作業に支障が生じている。また、港湾の形状が閉鎖的なため潮位による港内海水浄化システムを導入し、一日五百トンの海水の交換を行っていたが、基礎杭の沈下により現在機能していないとのことであった。

また、ジャカルタ漁港では、自然との共生の観点からマングローブを利用して西側の護岸を整備している。マングローブの植林は、護岸機能に加えて防風林としての役目もあり、また、景観の創出にもつながっている。

議員団からの質疑に対し、インドネシアの二〇〇八年の漁獲生産量は世界第四位(日本は第五位)であり、日本のインドネシアからの水産物輸入量は二〇〇七年で第三位となっている。また、インドネシアの一人当たりの年間水産物消費量は二〇〇七年で二十四・三キログラムと日本の半分にも満たないが、漁港が計画された一九七八年から約二倍強になっている。また、日本の漁港と比べた場合、水揚げ量(陸路搬入を含む)は第五位に相当しており、ジャカルタ漁港の役割は両国にとつて大きいとの説明があった。

(七)ムアラアンケ保護地域の視察
ムアラアンケ保護地域は、ムアラカラン火力発

電所やジャカルタ漁港の近くにあり、ジャカルタ近郊に残る緑地に生息する動植物を保護するために指定された約二十五ヘクタールの湿地林である。周囲を市街地に囲まれているが、マングロープ等の森林や沼地が残され、特に鳥類は多くの種類を見ることが出来る。地域内には木道が整備されており、散策に訪れる人も多い。

現地管理官の説明では、マングローブは五種類ほどあるが、自生しているものに加えて、新たに植林されているものもあるとのことであった。また、河川の河口部に近く、海ともつながっていることもあり、沼地にはゴミが目立ったが、ジャカルタ市内のNGOが三か月に一度清掃活動を行っているとのことであった。

(八)エミル・サリム大統領顧問との懇談
議員団との懇談では、気候変動の問題と生物多様性の問題について意見が交わされた。

まず、気候変動問題については、一万八千の島々からなるインドネシアは、人口の六十%が沿岸部に居住していることもあり、海面上昇による洪水などの影響を受けやすく、主食である稲への影響も懸念されている。気候変動枠組条約COP16が成功するかは京都議定書を批准していない米国によると考えている。COP16で国際的な枠組みが合意できない場合は、国民への影響を減らすため、例えば気候変動に強い稲の栽培やマングローブの植栽による波の影響の低下などについて、米国、日本及びインドネシアの間での協力が必要であるとの意見が大統領顧問から示された。

生物多様性の問題ではABSについて議論が集中した。ABSは、先進国の企業などが途上国に産する遺伝資源をバイオテクノロジーにより医薬品や化粧品などに商品化した場合、これにより得た利益を遺伝資源を有する途上国に公平に分配する国際的な枠組みを作ろうとするものである。

こうした問題について、インドネシアは遺伝資源やその情報は豊富にあるが、これを活用する技術がない。インドネシアでは収入確保のため森林伐採が行われ、先進国へと輸出しているが、葉や

樹皮などを利用する技術がインドネシアへ供与されれば、気候変動問題にもつながる環境破壊を防ぐことができるとの意見が大統領顧問から示された。議員団からは、基礎的研究の援助は国レベルで行われている。しかし、民間企業が取り組んでいる医薬品などの開発費は膨大なものであり、この利益を開発企業に帰属させなければ、次の開発にもつながらないとの意見が示された。これに対して、大統領顧問から、環境破壊を防ぐには、国連環境計画などの国際的組織や学者などにとどまらず、政治家がリードしていく必要があるとの考えが示された。

五、終わりに
インドは著しい経済発展に伴い、気候変動対策で一定の責務を求める声が国際社会においてますます高まるものと予想される。インドが環境立国となるかは、インド自身の取組だけでなく、先進国の協力によるものが大きいと言える。

また、インドネシアは先進国並みの温室効果ガスの削減目標を掲げており、経済と環境の両輪による発展を目指している。他方、ABSの問題では南北問題の深刻さが改めて認識されたが、地球環境保全の観点からも取り組まなければならない課題の一つである。

本議員団の両国への訪問では、短い準備期間にもかかわらず、気候変動の問題から農業問題まで幅広く要人との意見交換や取組を視察できたのは有意義なことであった。

この度の本議員団の訪問に際し、多大な御協力と御尽力をいただいた在外公館を始め、訪問先の関係者に対して、心から感謝の意を表する。

最後に、両国への訪問では、環境政策や農業・森林政策において人口増加が大きな課題であるとの共通認識を持つことができた。一方、人口政策の観点からは、両国とも人口増加をむしろ許容する面が見られたが、今後検討すべき課題ではなからうか。

また、日本の母子保健手帳は、人口増加とはかわりなく、乳幼児の死亡率を改善し、持続可能

な社会を目指す制度と言えるが、こうしたソフトインフラの整備も両国には必要ではなからうか。

重要事項調査議員団(第二班)報告書

団 長		参議院議員	大島九州男
同	同	田中 直紀	
	同	塚田 一郎	
	同	吉田 博美	
	同	法務委員会調査室首席調査員	菱沼 誠一
同行		法制局参事	宇田川令子

一、始めに
本議員団は、アメリカ合衆国(以下「アメリカ」という)における法務・司法制度等に関する実情調査及び同国の政治経済事情等視察のため、平成二十二年九月十六日から二十四日までの九日間、次の日程により同国を訪問した。

九月 十六日(木)	東京発(機中泊)
九月 十九日(日)	ワシントン着(三泊)
九月 二十一日(火)	ポストン着(二泊)
九月 二十三日(木)	シカゴ着(二泊)
九月 二十四日(金)	シカゴ発(機中泊)
九月 二十五日(土)	東京着

訪問国においては、関係者との意見交換、在外公館からの説明聴取、関連施設視察及び資料収集等を行った。なお、出発に先立ち、訪問国の状況等に関する説明聴取及び資料収集を行った。

以下、調査の概要を報告する。

二、ワシントンDC

本議員団は、ワシントンDCにおいて、連邦議会調査局、連邦司法省SMARTオフィス及び連邦司法センターを訪問して意見聴取するとともに、犯罪と刑罰博物館、連邦議会及び連邦最高裁判所の視察を行った。

1 連邦議会調査局
連邦議会調査局は、連邦議会における法案の分

析や専門的調査及び連邦議会への情報提供等を担当している組織である。本議員団は、同調査局のアリソン・スミス・アメリカ法課法務専門官及びクリステン・フィンクリー米国内社会政策課米国内治安分析官より、アメリカの青少年の有害環境に対する法規制等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

青少年の有害環境に対する法規制としては、一九九六年、インターネット上の性的情報からの児童保護を目的とする通信品位法が制定されたが、翌年、表現の自由の侵害を理由に、最高裁判所の違憲判決により無効となっている。

連邦政府は、青少年保護の見地から、一定の義務を履行した州に対し補助金を出しているが、その要件として、青少年被疑者の身柄拘束をした場合、成人と接触することがないよう別々に収容すること、青少年であることに配慮した処遇をすること及び法律違反者にマイノリティの比率が高い場合、その比率を下げるために努力していること等の項目との適合性を要求している。

また、最近問題となった事例では、インターネット上の書き込みを苦に児童が自殺したケースがあり、言論の自由に配慮する一方で、このような行為をいかに規制していくかが課題である等の説明があった。

2 連邦司法省SMARTオフィス

連邦司法省SMARTオフィスは、二〇〇六年に、後述するアダム・ウォルシュ法に基づいて、性犯罪者に対する取締り等のために設立された部署であり、同法に基づいた施策が各州で行われるための援助等を行っている。本議員団は、同オフィスのスコット・マトソン上級政策顧問、ロリ・マクファーソン上級政策顧問及びサマンサ・オボング・プログラム専門官より、アメリカにおける性犯罪者情報登録・公表制度及びGPS（衛星による位置測定システム）監視等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。アメリカの性犯罪者情報登録・公表制度は、一九九〇年代、各州で発生した性犯罪累犯者による

子どもに対する凶悪事件を契機に導入された。

一九九四年のウェタリング法は、すべての州に、同法が示す一定基準の内容を備えた性犯罪者情報登録制度を作ること求めた。次いで、一九九六年の連邦メーガン法により、各州は、性犯罪者の釈放に際し、地域住民に対して登録性犯罪者の情報を通知する制度を整備することが求められた。その後も、同制度の対象者の範囲の拡大や罰則の整備を内容とする改正が行われ、二〇〇六年のアダム・ウォルシュ法は、性犯罪者情報登録制度に関する従来の基準を拡充するとともに、登録すべき情報についても定めた。また、性犯罪者情報公表制度の内容についても、一般公衆に対して公表してはならない事項等のほかは原則公表とした。さらに、その最低基準を遵守しない州に対しては、連邦補助金の一部削減を行うとした。

性犯罪者情報登録・公表制度を一般市民がどの程度利用しているかは不明だが、認知度はそれなりに高く、また、州によっては、申込みにより、登録データに変更があれば電子メールで通知を受けるといったことも可能である。

性犯罪者情報登録・公表制度の対象は、少年に對する性犯罪だけでなく、成人に對するものも含まれる。主要な目的は、危険な人物が自分たちのコミュニティにいることを知らせることで安全性を高めること、及び警察等もこれらのデータベースにアクセスすることで捜査・監視が容易になることにある。

性犯罪者に対するGPSによる監視は、一九九七年の導入以降、急速に普及したが、連邦レベルでは義務ではなく、各州の裁量に任されている。アダム・ウォルシュ法は、GPS監視を行う州政府等に対する資金援助のための連邦予算について規定している。GPS監視は、電波が遮断されると被監視者の位置をリアルタイムで追跡できない上、費用の面では、無線電波装置よりかなり高い。また、効果的にGPS監視を行うためには、被監視者の協力が必要不可欠である。さらに、受信機を充電するためには、被監視者は充電器を設

置できる場所を持たなければならないので、被監視者がホームレスの場合等への対応も問題となる。

以上の説明に加え、本議員団からの質問に對し、これらの制度による性犯罪者の再犯抑止効果については、これらの制度の趣旨は、国民に情報を得させることにより、国民に注意を喚起し、それによって犯罪を防止することであり、直ちに犯罪抑止効果があることは難しいと考えられること、性犯罪者の中には治療プログラムの方が適当な者もあり、性犯罪者情報登録・公表制度は、再犯防止政策の一つの部分と考えていること、連邦政府から各州への補助金については、二〇〇七年において千八百八十万ドルであること等の説明があった。

3 連邦司法センター

連邦司法センターは、一九六七年に設立された連邦最高裁判所の教育・研修のための機関である。本議員団は、同センターのミラ・グアリエ国際司法関係室長及びライアン・ロウベリ連邦最高裁判所研究員より、アメリカの陪審制度等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

アメリカの陪審制度は、歴史的な経緯に基づいて、英国の制度を淵源として採用されてきたものであり、政府に對する不信から、政府から市民を守るため、処罰には素人の陪審員の全員一致の決定を必要とすることとしたものである。同制度の下では、政府の側に基本的な立証責任があり、政府には大きな権力があるが、市民にはそれがないことから、陪審制の仕組みにより両者の対等化を図っている。ただし、民事の場合は全員一致でなくとも良いとされている。

もっとも、最近のシカゴにおけるイリノイ州前知事の二十四件の罪に関する大規模な事件の裁判においては、そのうち一件を除いて陪審員の全員一致が得られず、再審査に付されることとなったが、このように効率的でない面もある。

し、陪審員の全員一致を要件とすることによる裁判長期化の弊害については、事件の九十七％は三日以内に裁判を終えており、余りに長期化するケースについては、一度リセットした上で再度裁判することとされていること、陪審員の守秘義務については、陪審員が審理の内容を電話やツイッターで漏らし、裁判がやり直しになったケースもあったこと、アメリカ以外で陪審制を採用している国については、制度の差異はあるが、オーストラリア、カナダ、ロシアなどに加え、最近、カザフスタンなどでも採用されたこと等の説明があった。

さらに、両氏との間で、日本の裁判員制度との相違に關し、活発な意見交換が行われた。

4 犯罪と刑罰博物館視察

本議員団は、次に、犯罪と刑罰博物館の視察を行った。同博物館は、アメリカの犯罪の歴史及び最先端の捜査技術や犯罪・更生の仕組みの体験が可能な博物館であると同時に、一九八一年のアダム・ウォルシュ君（当時六歳の誘拐殺人事件の状況及び同事件を契機に前述のアダム・ウォルシュ法の制定を求めた同君の父親ジョン・ウォルシュ氏の活動等が展示されており、同氏自身、同博物館の運営にも協力している。なお、同氏は、同法制定後、視聴者に凶悪犯や誘拐事件に関する情報の提供を求めるテレビ番組の司会等の活動も行っており、同番組には、これまで、放映回数を上回る被疑者の逮捕につながる情報が視聴者より寄せられている。

5 連邦議会及び連邦最高裁判所視察

本議員団は、連邦議会及び連邦最高裁判所の視察も行った。

連邦議会上院本会議場では、本会議の開会を待つ状況で、議員の姿はなく、議会スタッフとメッセンジャーの高校生が待機・出入りしているだけであった。これらの高校生は、早朝に高校教育を受けるとともに、議会内で働きながら議会関連制度を体験的に学ぶプログラムの参加学生であり、議員の補佐として、議事録の配布や書類の配

達等を行っているとのことであった。

一方、下院本会議場では、一人の下院議員が、税制の改正や安定した経済政策を記したパネルを示しながら、演説している最中であつた。本会議場に他の議員の姿はなく、我が国の本会議等に比べると違和感の残る風景であつたが、その姿はテレビで放映されており、演説も熱のこもつたものであつた。

また、連邦最高裁判所においては、例年十月から四月まで法廷が開かれていたが、年間一万件以上の申立て中、実際に口頭弁論が行われるのは百件程度で、その内容の調査等は、各裁判官配属のクラークが行っていることであつた。

三、ボストン

本議員団は、ボストンにおいて、ハーバード大学、ボストン大学及びマサチューセッツ州司法当局を訪問して意見聴取するとともに、ハーバード大学ロー・スクール留学中の邦人留学生四名と懇談を行った。

1 ハーバード大学

(一)ライシャワー日本研究所

本議員団は、ハーバード大学ライシャワー日本研究所を視察するとともに、同研究所のセオドア・ギルマン副所長より説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

同研究所は、同大学の日本研究を通常の教育・研究活動を越えて援助・促進することを目的に、一九七三年に日本研究所として設立され、一九八五年に現在の名称に改称された。

発足に際しては、日本政府の百万ドルの寄附等もあり、現在では、千三百万ドルの基金をベースにして、日本研究者に対する支援、日本関係学術出版支援及び日本関係にかかわる諸問題を研究、討議することを目的とした日米関係プログラムへの密接な協力等の活動を行っている。

現在の日米関係は極めて堅固であり、ほとんど心配している点はない。日本に対する関心も極めて高く、本大学で日本語を学ぶ学生は減少していない。ただ、同大学への日本人留学生数は、学部

によって差異はあるものの、ここ数年若干減少傾向にあり、その点には、多少の懸念を感じている。

(二)ロー・スクール

本議員団は、次に、同大学ロー・スクールを視察するとともに、同校のマーク・ラムザイヤー教授より、ロー・スクールの実情及びアメリカの訴訟事情等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

講義において、教員からの一方的な講義ではなく、教員と学生との対話の中から答えを見いだしていく「ソクラテス・メソッド」の有効性は認めているが、私は用いていない。ただし、講義に集中させるため、学生を適宜指名はしている。

司法試験については、例えば、カリフォルニア州の場合、合格率は四割くらいであるが、同校の学生に関しては例えば九割が合格している。

同校の学費は、年間四万ドルであるが、多様な奨学金を設けるなど、経済面への配慮は図られている。学費を奨学金に頼つた場合も、卒業後の年収を考えると、返済は困難とまではいえないと思われる。

アメリカにおいて、訴訟数自体が多いことは事実であるが、それは、提訴費用が安いためであり、実際には訴訟中に和解で終了するケースも多い。

(三)ロー・スクールの邦人留学生との懇談

同校の邦人留学生四名(裁判官三名、弁護士一名)とロー・スクールにおける教育の実情等について懇談を行った際に聴取した意見の概要は次のとおりである。

同校に留学した動機は、研究テーマ(医療過誤、クラスアクション(集団訴訟)及び企業法務など)を学ぶ上で同校の教授陣等が充実していること及び同校の勉強環境が極めて優れていること等のためである。また、同校における講義内容は、日本の教育機関よりずっと実践的な内容である。弁護士の就職事情について、厳しいという話も聞くが、少なくとも同校に関しては、就職後数年

で学費ローンの返済等は可能と考えられる。

日本の司法修習生の給費制の見直しに関しては、貸与制になれば、法科大学院卒業生の場合、法科大学院の学費と併せその負担はかなり大きいと思われる。給費制廃止の代わりに修習専念義務を免除し、アルバイトを許可することも一案であるが、修習期間が従来より短縮された分、現在の修習内容は濃くなつており、アメリカの法律事務所の夏期研修(サマー・クラーク)のような制度のない日本では、司法修習とアルバイトの両立は困難と考えられる。

2 ボストン大学

(一)ロー・スクール

本議員団は、ボストン大学ロー・スクールのモウリン・オローク学部長より、アメリカの法曹養成制度、ロー・スクールの実情等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

米国では、司法試験を受けるためには、大半の州で、ABA(アメリカ法曹協会の認定を受けたロー・スクール)を修了する必要がある。同校では、一年目は基礎的な法律を学ぶ課程とし、二、三年目を自由に勉強する課程として弁護士事務所での実習プログラムへの参加や他大学への留学等、多様な選択肢を設けている。また、二〇一一年三月から、オンラインによる法教育の受講も開始予定である。司法試験の合格率は、マサチューセッツ州の場合、全体では八十五%程度だが、同校の卒業生だけでいうと、九十三ないし九十七%である。

以上の説明に加え、本議員団からの質問に対して、実習プログラムの効果について、学生の声としては、実習プログラムにおける実際の事件に基づいた解決手法の学習や外国での研修制度を高く評価するものが多いこと、法曹養成期間に関し、法曹になるために、日本のように、大学四年間(うち専門課程二年間)、法科大学院三年間、司法修習一年間を要するのは長すぎると思われること等の説明・意見があつた。

名、弁護士三名、公務員一名(総務省)、企業関係七名(東京ガス、東芝、NEC等)が同席した。

(二)刑務所内教育プログラム

本議員団は、次に、同大学のロバート・キャディガン准教授・刑務所内教育プログラム長より、同大学の刑務所内教育プログラムについて説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

一九七二年に開始された同プログラムにより、受刑者は刑務所内で講義を受けて勉強し、同大学の単位を取得できる。同制度により大学の学位を受けた刑務所出所者は、再犯率が低く、通常の受刑者が五割以上の再犯率であるのに対し一割以下とも言われている。これまでに約千六百人が受講し、昨年からハーバード大学との共同プログラムを含め、四つの刑務所で行われるまでになっている。

同プログラムの受講費用は、本大学が負担しており、教材の再利用等でコストを削減している。

受講生の男女比については、一九九三年からは女性専用プログラム等もでき、三分の一が女性である。受講者が刑を終えた後の進路は、まだ、小企業や家族ビジネスで働いている者が多いが、今後、同プログラム修了者が同大学卒業生として社会的に認知され、より活躍していることを期待している。なお、同様のプログラムは、現在、アメリカではニューヨークで、他国では英国、ドイツなどでも行われている。

(三)国際関係学部

本議員団は、ボストン大学において、最後に、同大学のウィリアム・グラ임国際関係学部長及びクリストファー・メナード同学部副学部長より、同学部の教育の特色や現状等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

同学部の特徴は、学生が複雑な国際関係を理解するため、様々な政府、国際組織及びシンクタンクでの経験を有する教授陣が、アカデミックかつ実用的な教育を行っていることである。同大学においては、二百人以上のアメリカ人が日本語を学ぶなど日本への関心は非常に高く、同学部も、英

語プログラムを始め日本に対し積極的に門戸を開いている。また、日米関係の研究も、本大学アジア研究所等において盛んに行われている。

同学部の学生の六十七％は外国人で、同大学への日本人留学生数は、近時若干減少傾向ではあるが、依然、留学生数トップテンの中にある。同大学では、現在の中央大学、慶應義塾大学及び京都大学等との交流や早稲田大学国際関係学部との交換留学等をさらに積極的に進めていきたいと考えている。

3 マサチューセッツ州司法長官オフィス

本議員団は、ボストンにおいて、最後に、シラ・カルキンズ・マサチューセッツ州司法長官首席補佐官及びリ・ヘティンジャー同州司法長官補より、同州の性犯罪者情報登録・公表制度及びGPS制度について説明を受けた。同長官は、同州の法執行官の長であると同時に消費者保護、医療及び保険問題等における州民保護の任務も担っている。

同州では、現在約一万人の性犯罪者が三つに分類、登録されており、このうち第三分類に属する再犯可能性の高い約二千二百人については、その者に関する情報（これまでの居住地、職歴、学歴及びびげのない写真等）が一般人に対して、インターネット上で公開されている。

そして、その中から検察が認定した約千人が足首装着のGPSの監視システムで常時モニターされており、その者が被害者の居住地域に立ち入った場合は監視センターで警報が発せられるようになっている。GPS装着の再犯抑止効果については、GPS装着により犯罪が十九％減少したとの推計もある。GPSの問題点について、対象者がホームレスの場合、どのように電気機器であるGPSを装着させるかという問題があるが、対象者を事務所定期的に出勤させ、チャージ済みの機器を手渡すことにより対応している等の説明があった。

四、シカゴ

本議員団は、シカゴにおいて、シカゴ商品取引

所、クック郡巡回裁判所及びシカゴ市警を訪問して意見聴取するとともに、シカゴ在住の邦人米国弁護士二名（イリノイ州）と懇談を行った。

1 シカゴ商品取引所視察

シカゴ商品取引所の視察において、エミリー・テイラック同取引所ビジターセンター代表より説明を受けた主な内容は次のとおりである。

同取引所は、一八四八年、シカゴ地域の穀物商が安定的な穀物取引を目的として設立した世界最古の取引所であり、先物取引の契約概念を開発した取引所としても知られており、長く世界第一位の取引量を誇っていた。一八九八年に設立されたシカゴ・マーカントイル取引所が同取引所を二〇〇七年七月に買収し、当時の取引高で世界最高の商品取引所が誕生したものである。

現在、同取引所には、トウモロコシ、大豆、小麦等の農産物のほか、米国政府債券及びダウジョーンズ株価指数等の金融商品が上場されており、証券、エネルギー等扱っている商品の多様性では世界一である。取引時間は、証券が八時三十分から十五時十五分、利付債券等のクーポンが七時二十分から十四時など、対象商品により異なっている。

2 クック郡巡回裁判所

クック郡巡回裁判所は、シカゴ市及びその周囲であるクック郡を管轄する同州及び全米最大の地方裁判所であり、年間取扱件数は二百四十万件、判事数は四百二十八名である。本議員団は、同裁判所のティモシー・エヴァンス主任判事及び判事三名より、アメリカ及び同州の陪審制度の現状等について説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

アメリカでは、刑事裁判上、軽微な犯罪を除き、憲法上、陪審を受ける権利が保障されているが、検察側の同意と裁判所の承認があった場合、被告人は陪審審理を放棄できる。陪審員は、原則十二人であるが、当事者の合意で少なくすることもできる。連邦及び各州では、陪審の評決には原則全員一致が必要であり、評決が成立しない場合は評決不能として、審理をやり直さなければなら

ない。

民事事件では、当事者の要求があった場合に陪審審理が行われ、原則十二人の陪審員によるが、当事者の合意があれば、それ以下でも評決ができる。評決は、全員一致が普通であるが、当事者の合意があれば、全員一致でなくても評決ができる。もっとも、民事事件の場合、事件の九割以上は和解になることが多く、実際に判決に至るのは事件総数の三ないし五％程度である。

陪審員は、裁判中は守秘義務を課せられるが、裁判終了後は、特段の義務はなく、陪審員の経験等に関する本を出版する者もいる。被告人が陪審員を探し出して何らかの危害を加えるようなこともほとんど考えられず、陪審員の安全のために陪審員についての情報を伏せることもまれである。以上の説明に加え、本議員団からの質問に対し、陪審員の実情について、当裁判所には一日約三百名の陪審員候補者が待機しており、日当は一日十七ドルであるが陪審員に選任されず帰宅する者も多いこと等の説明があった。

なお、同裁判所関係者より、我が国の裁判員制度に対して強い関心が示され、本議員団からの質問と同様に、同制度について多くの質問を受けた。

3 アメリカ在住の邦人米国弁護士（イリノイ州）との懇談

アメリカ在住の山本伸也米国弁護士（イリノイ州）弁護士資格取得後、所属弁護士数約五十人の法律事務所勤務、不動産取引専門）及び山本真理米国弁護士（同州弁護士資格取得後、所属弁護士数約六百人の法律事務所勤務、日本企業担当責任者）より日米の法律事情等について説明を受けた際に聴取した意見の概要は、次のとおりである。

アメリカでは、弁護士資格取得者が多いが、業務が専門に特化される一方で、弁護士活動を行っていない者も多く、例えば、不動産の仲介業の場合、弁護士との兼業が禁止される等の制限が置か

れている。

日本では、例えば、企業の就業規則の制定は社会保険労務士の業務であるが、アメリカでは、それらも弁護士の業務である。アメリカに日本の社会保険労務士に相当する資格があるかどうかは承知していないが、法曹人口の比較に当たっては、そのような隣接法律職種も含めて考えるべきではないか。

日本の企業には、元々、契約が基本との意識が不足している上、紛争の未然防止という予防法務の面からの対応も不十分であるように感じられる。

性犯罪者情報登録・公表制度と不動産取引の關係に関しては、同制度が、ある地域の入転居住民数に影響を及ぼすことはあるが、そうであるからといって、貸主に対し、登録対象者に住居を貸さないよう求めることは法的には困難であるという問題がある。

4 イリノイ州司法長官事務所

本議員団は、次に、イリノイ州の性犯罪者情報登録・公表制度について、同州司法長官事務所のカーラ・スミス副首席補佐官及びマイケル・フツド副補佐官より説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

性犯罪者情報登録・公表制度は、イリノイ州では、一九八六年以降実施され、二回性犯罪を犯すと登録されることになっていたが、一九九六年より適用範囲が拡大され、一回の犯行でも登録されることになった。現在の登録人数は二十五万人である。現在、全米すべての州で、この制度が採用されており、イリノイ州の場合、同州のホームページから、被登録者の氏名・現住所等の情報にアクセスすることができ、例えば、オフエンダー・サッチの項目からアクセスすると、町の名や郵便番号から、自宅周辺に被登録者が住んでいるかどうかを知ることができ、例えば、シカゴ市内の登録人数は約四千人であることが分かる。

GPSによる監視については、マサチューセッツ州と同様であるが、シカゴの場合、対象は凶悪

犯に限定されている。

5 シカゴ市警

本議員団は、シカゴにおいて、最後に、被疑者取調べの録音・録画（以下「録画」という。）について、シカゴ市全域を管轄し、職員一万五千人という全米第二位の市警であるシカゴ市警のゲーリー・ヤマシロヤ第三方面刑事部長より説明を受けた。その主な内容は次のとおりである。

被疑者の取調べの録画は、アメリカの連邦レベルでは採用されておらず、イリノイ州の制度として採用されている。その採否は、二〇〇二年ごろから検討が行われ、当初、自白の獲得が困難になるのではないかと懸念もあったが、二〇〇三年の法律制定後、二年の猶予後、二〇〇五年よりスタートしている。

録画の対象は、警察署等における身柄拘束下の被疑者取調べであり、対象犯罪として法律で明記されているのは殺人（傷害致死も含む）のみであるが、その他の凶悪犯罪についても適用を拡大中である（ただし、法律の規定はない）。

殺人被疑者の場合、本人の意思にかかわらず録画することになっており、供述人に対して録画することを告げる前から録画を開始する。供述人が録画を拒否したときは、取調官は録画を中止することもできるが、取調官は供述人の希望どおりにする必要はない。ただし、録画を中止する際は供述人が録画を拒否したことを必ず録画する。また、機器の故障など一定の例外的場合には、録画を要しない。

同市警は、全米で最初にデジタル録画方式を採用し、現在、シカゴ市内だけで録画が可能な部屋が約四十室ある。同方式は、初期費用はかかるが、キーワードによるピンポイントの再生が可能という利点がある。

本議員団は、次いで、録画設備を備えた取調室（以下「録画室」という。）及びそのモニター室を視察した。録画室の入口上部には録画用カメラ及び録音用マイクが備え付けられており、身柄拘束された被疑者が録画室に入室して以降、取調べも含め

め継続して録画される。録画室の壁際には、簡素な長いす状の物が据え付けられており、被疑者はそこに座ることもでき、議員団が見た録画の中では、一時的に横たわる者も見られた。また、被拘束者の求めに応じ、捜査機関から飲食物も与えられており、捜査機関の側から、被疑者に対し暴行等不当な扱いをしていないことの立証に録画を用いることも可能と思われる。

一方、モニター室では、全録画室の録画状況全体の確認と、録画の早送り再生等が可能となっている。なお、身柄拘束された被疑者は、録画室に四十八時間まで拘束可能で、取調べが必要なくなった段階で監視室に移され、その後、拘留所又は裁判所に移送される。四十八時間すべてにわたる録画室に継続して拘束する必要はないが、四十八時間以内には必ず拘留所か裁判所に移送しなければならぬとされている。

五、終わりに
以上が、本議員団による調査の概要であるが、最後に、今回の調査に当たり、多大な御協力、御尽力をいただいた訪問先及び視察先の関係者各位並びに在外公館の関係者各位に対し、改めて深く感謝の意を表する次第である。

重要事項調査議員団（第三班）報告書

団 長	参議院議員	友近 聡朗
同	同	吉川 沙織
同	同	磯崎 陽輔
同	同	大門実紀史
同	同	舩添 要一
同行	内閣委員会調査室首席	櫻井 敏雄
同	調査員	川人 顕
参事	同	同

本議員団は、平成二十二年九月一日から九月九日までの間、ベルギー王国及びスウェーデン王国を訪問し、欧州連合（ＥＵ）消費者政策への対応等に関する実情を調査するとともに、両国の政治経済事情等の視察を行った。

訪問先の日程は次のとおりである。

九月一日（水）

東京発

ブリュッセル着

九月二日（木）

欧州議会域内市場・消費者保護委員会

欧州消費者連盟

ベルギー経済・中小企業・自営業者・エネルギー省

欧州委員会保健・消費者保護総局

九月三日（金）

日系企業関係者との懇談

ベルギー食品安全庁

欧州消費者センター・ネットワーク・ベルギー支局

九月四日（土）

ブリュッセル市内視察

九月五日（日）

ブリュッセル発

ストックホルム着

九月六日（月）

教育庁

統合・男女平等省

日本貿易振興機構ストックホルム事務所

九月七日（火）

ストックホルム市消費者相談事務所（スウェーデン消費者連合）

消費者苦情委員会

九月八日（水）

バイビービョルン社

ヤードス校

ストックホルム発

九月九日（木）

東京着

調査の概要は次のとおりである。

一 欧州連合（ＥＵ）
一 ＥＵ機関の仕組みとＥＵの消費者政策
一 ＥＵの統治は、加盟国が主権の一部を共通機関に委譲することによって共同行使する仕組みに

なっている。

主要な共通機関は、ＥＵ理事会、欧州委員会、欧州議会であり、これらの上に、ＥＵの将来の方向性を決定し、活動を促す機関として首脳レベルの最高協議機関である欧州理事会がある。

ＥＵ理事会（閣僚レベル）は各加盟国政府の代表で構成し、立法機能を有する意思決定機関である。欧州委員会は各加盟国から一人ずつ任命された二十七人の欧州委員によって構成され、法案提出権を独占的に有するとともに政策の執行を行う。欧州議会はＥＵ市民による直接選挙で選ばれた七百五十四人の議員で構成され、民意を代表してＥＵ理事会とともに立法機能等を有する。

二〇〇九年十二月一日、リスボン条約が発効した。これにより、ＥＵの外交体制の強化とともに、ＥＵと加盟国との管轄権の範囲の整理、欧州議会の権限強化が行われ、ＥＵは新たな時代へと足を踏み入れた。

ＥＵの管轄権の区分については、三つの領域に整理された。第一は、関税同盟、域内市場の競争ルールの設定等のＥＵが排他的管轄権を有する領域である。第二は、域内市場、一定の社会政策、農業・漁業政策、消費者保護等、加盟国との管轄権共有領域であり、加盟国レベルでは対処できない効果が上がらない場合に、ＥＵが管轄権を行使する。第三は、人間の健康の保護、文化、観光、教育等、ＥＵが各加盟国の政策の支援・補完を行う領域である。消費者保護はＥＵと加盟国の管轄権共有領域であるが、消費者教育は「教育」として支援・補完領域に区分される。

欧州議会の権限強化では、立法手続において欧州議会とＥＵ理事会が対等の権限を有する共同決定手続が「通常の立法手続」として拡充された。

ＥＵレベルの立法には、「規則」、「指令」等がある。「規則」はＥＵ全域において直接適用されるもので、国内法制定を必要とせず、直ちに加盟国の国内法となる。「指令」は原則として直接適用されることはなく、加盟国はその指示する内容を所定

の期間内に国内法化することを義務付けられる。「指令」において加盟国の裁量の余地が大きい場合や分野全体を包括する場合に、「枠組指令」と呼ばれる。

選挙を経ない欧州委員会が法案提出権を独占しているが、実際は、様々な機会を設けて、市民団体を含む利益団体、NGOと協議を行い、その意見に対応している。

今回は、EUの消費者政策を立案・執行する欧州委員会の保健・消費者保護総局、消費者政策関係の法案を審議・議決する欧州議会の域内市場・消費者保護委員会及び消費者政策立案等に影響力を行使する消費者団体として欧州消費者連盟の実情を調査するとともに、EUの消費者政策を支えている欧州消費者センター・ネットワークの活動状況を調査した。

2 欧州議会域内市場・消費者保護委員会

欧州議会の域内市場・消費者保護委員会は、欧州議会に設置されている二十の常任委員会の一つであり、その構成は委員長一名、副委員長四名、その他の委員三十四名となっている。

委員会の所掌は、域内市場及び関税同盟に関する加盟国による立法の共同レベルでの調整、消費者の経済的利益の促進及び保護（公衆衛生と食品安全は除く）等とされている。

ハーバー委員長（英国選出）から次のような説明があった。

委員会は、EUの立法、ルール作りの活動に参与しており、欧州議会としての活動を進めることは、十分な情報提供につながり、結果として域内市場がダイナミックになる。欧州委員会におけるカウンタートパートは保健・消費者保護総局であり、ジョン・ダッリ欧州委員（マルタ出身）が主導している。本委員会において審議している主な法案は、二〇〇八年に欧州委員会から提出され、公正な商品取引の確保を主な内容とする消費者の権利に関する指令である。対外活動としては、委員会は中国を訪問し、中国当局と意見交換を行った。さらに米国の消費者製品安全委員会とも

意見交換を行っている。

派遣議員からの「日本で起きた中国産冷凍ギョウザ事件のような国境を越えた事件に対するEUの対応」についての質問に対し、「懸念される輸入相手国は中国であり、サーベイランスの拡充を求めている中国ではない。域内における食品の安全に対する警告システムは確立している旨の回答が、「米国における日本車のリコール問題」については、「リコールは適切な措置であり、そのダメージは長くは続かない。メディアがヒステリックに強調した面もある」旨の回答が、「消費者の権利に関する指令」が可決された後の加盟国の国内法制定義務については、「同指令は枠組指令と位置付けられている。各国の国情にあった形で国内法等に取り入れられる」旨の回答があった。

3 欧州消費者連盟

クライス報道部長より次のような説明があった。

欧州消費者連盟は、一九六二年に結成され、現在は三十一か国（うちEU加盟国は二十六か国）、四十三団体が加盟している。連盟の役割は、情報収集とその加盟団体への提供、欧州議会や欧州委員会の立法に対する影響力の行使、欧州の一般市民への情報発信である。三十五名という限られたスタッフなので、すべての分野をカバーするのはなく、食品、金融サービス、消費者契約、集団訴訟等八項目について「優先課題」として取り組んでいる。EUの立法に関しては、欧州委員会が法案を公表したらその内容を加盟団体に報告し、法案に関する意見を集約し、修正案を欧州委員会に提案する。ロビー活動は、欧州委員や局長というトップレベルに対してはもちろん重要だが、事務レベルの職員に対しても、まだ文書化される前の立案段階から影響を与える意味で重要である。欧州議会の消費者関係の委員会に属する議員、委員会の事務局に働きかけることも重要である。現在は「一般製品安全に関する指令」が重要な審議段階にある。

派遣議員からの「消費者連盟の財源」についての質問に対し、「加盟団体からの年間加盟費が五十五％、EUからの補助金が四十五％である」旨の回答が、「欧州委員会の政策決定過程への参加は恒常的か」については、「常に公聴会等に参加している」旨の回答が、「一般製品安全に関する指令」に対する連盟の見解については、「現在は賛同しているが、今後の長い審議プロセスの中で修正される可能性もあるので、賛同から変わることもあり得る」旨の回答が、「優先事項」に関する問い合わせの件数については、「連盟は消費者からの直接のコンタクトはとらず、加盟団体が受け付けている」旨の回答があった。

4 欧州委員会保健・消費者保護総局

ジョン・ダッリ欧州委員の下で保健・消費者保護総局が活動を行っており、その体制は、総局長一名、総局次長一名、六局（A～F局）体制で、人員は九百六十名である。

（一）ヴァン・ゴテム次長

ヴァン・ゴテム次長はベルギー出身で、食品安全を担当している。同次長から次のような説明があった。

保健・消費者保護総局で食品安全を担当するのは三局あり、食肉処理までの動物の健康・福祉を所管するD局、食肉処理後の食肉等の安全を所管するE局、事業者や工場での検査を所管するF局である。

欧州委員会は食品安全に係る法案を提出するが、法案は科学的知見と検証に基づいて立案される。科学的知見を支えるのはイタリアに置かれた関連機関の欧州食品安全庁であるが、同庁は域内で新たに開発された飼料等の安全性の検証も行っている。

派遣議員からの「欧州委員会が行う検査と加盟国の当局が行う検査の分担」についての質問に対し、「加盟国の当局は直接現場で検証を行うのに対し、欧州委員会はそれらの検査が適正に実施されているかを監視する監査が中心となる」旨の回答が、「日本で口蹄疫発生の際、行政に携わる獣医

師の不足が問題になった。EUでは十分か」については、「EUでも農村地域では不足している」旨の回答が、「欧州委員会が行う監査の事前予告の有無」については、「通常域内あるいは第三国に対する監査は、三か月前に予告する。具体的にどの処理場を監査するかについては前日に告知する」旨の回答が、「中国食品の安全性の問題について、日本では農林水産省、厚生労働省、外務省の縦割りになっている。保健・消費者保護総局だけで同様の問題に対応可能か」については、「縦割りの問題があったから保健・消費者保護総局が新設され、一元化が図られた。食品の安全は何よりも優先する問題である」旨の回答があった。

（二）マイナーB局長

保健・消費者保護総局のB局は消費者政策を所管し、マイナー局長は英国出身である。

マイナー局長から次のような説明があった。

現在、「消費者政策戦略二〇〇七～二〇一三」の目標達成のため活動するとともに、消費者市場スコーポードという域内市場が消費者のために十分に機能しているかについての診断ツールを確立して、問題点の把握に努めている。また、「指令」を始めとする消費者保護に関する法規則の維持のための活動も行っている。

消費者の教育・啓蒙活動も重要であるが、リスボン条約の枠組では教育は加盟国の管轄権の領域であり、EUは「指令」のような形で政策を進めることはできない。例えば、「ダイアリー」という消費者に関する重要な情報を記載した刊行物を、中学校、高等学校に配布したり、「ドルチエッタ」というオンラインの消費者教育ツールを提供している。

欧州消費者連盟のような権威ある、代表性の高い消費者団体への財政支援も行っている。欧州消費者連盟は、ときに欧州委員会を真っ向から厳しく批判することもある。

派遣議員からの、「消費者教育を学校教育の中で行うことの重要性」についての質問に対し、「学校で行うのが望ましいが、学校教育は二十七か国

で千差万別であり、しかもカリキュラムに余裕がなく、消費者教育を当てはめるのは困難になっている旨の回答が、「薬品と医療機器の担当部局が分かれている理由」については、「医療機器はB局、薬品はC局が所管している。組織再編の結果であるが、薬品は事前認証を必要とするのに対し、医療機器は必要としないといった扱いの違いもある旨の回答が、「ドルチェッタへのアクセス数」については、「二年半で約百五十万件のアクセスがあった」旨の回答があった。

5 欧州消費者センター・ネットワーク・ベルギー支局

欧州消費者センター・ネットワークはEU加盟二十七か国にアイスランドとノルウェーが加わって、域内の国境を越えた消費者トラブルの解決に当たっている。

アベルマン支局長から次のような説明があった。

欧州消費者センター・ネットワークは欧州委員会と加盟国からそれぞれ五十%の補助金を得て運営されている。ベルギーでは民間の消費者団体であるテストアシヤに運営を委託しており、ベルギー支局はテストアシヤの建物の中に設置されている。

情報提供は、パンフレット、ウェブサイト、月刊誌等で行っている。法律相談アドバイス及び友好的解決の支援は、消費者と事業者の係争について、センターが間に入って問題解決に取り組む。事業者が拒否した場合には裁判外紛争解決である調停、仲裁に持ち込むこともある。

苦情相談の八十六%はベルギー国内居住者からのもので、残りはフランス、ルクセンブルク、オランダからである。

派遣議員からの、「友好的解決と裁判外紛争解決の相違」についての質問に対し、「友好的解決は、センターが消費者側に立つて解決に結びつけることであるが、調停、仲裁は消費者と事業者との中立的な立場で解決に取り組む」旨の回答が、「ベルギーのセンターは法律家が相談に応じてい

るが、法律家でない専門家が相談を受けている国の対応については、「欧州委員会のセンターの設置基準では、法律専門家を最低一人置くことが定められている。法律家でない場合はマニユアルに頼った対応になりがちである」旨の回答が、「言語等が異なるという困難にどのように対応しているのか」については、「センターは通常その国に居住する人の相談をその国の言語で受け付ける。そしてクレームの対象となっている国のセンターに英語で問い合わせをすることで橋渡しの役割を果たしている」旨の回答があった。

二 ベルギー王国

1 ベルギーの消費者政策

ベルギーにおける消費者保護は連邦政府の所掌であり、二つの省が主に担当している。公衆衛生・食品安全・環境省(以下、「環境省」という。)及び経済・中小企業・自営業者・エネルギー省(以下、「経済省」という。)である。前者は公衆衛生の観点から消費者を保護・啓発するが、後者は経済活動・社会生活全般にわたる観点から、保護・啓発に関する政策を実施している。

2 経済省

シユルイ監督局長等から次のような説明があった。

経済省は消費者の法的、経済的分野を担当しており、食品及び環境問題は環境省の所管となる。市場規制・編成総局は法律の立案及び調査を、監督・調停総局は経済的規制の施行・監督を、品質管理・安全総局は、玩具や家電等の安全性問題を担当している。

法規の分野では、現在「消費者の権利に関する指令」が検討されている。ベルギーはEUの指令がそのまま国内法に適用される。監督の分野では、法規に基づくペナルティーを背景に権限が広く認められている。その他、消費者個人からの電話、メールによる問い合わせに対する情報提供、裁判外の紛争解決制度による被害の救済、製品のリスクを四段階で判定し、対応基準を定めることによる製品安全の確保等に取り組んでいる。

派遣議員からの、「四段階のリスクレベルの判定にどのくらいかかるのか。対応が遅いとの批判はないか」との質問に対し、「判定に三か月程度かかるが、事故があった場合は直ちに行動を起こす」旨の回答が、「メディアの報道に対し業者は敏感に反応するので、一番効果的ではないか」については、「中国製玩具の毒性について迅速にプレスに発表したことは効果的だった」旨の回答が、「苦情情報の件数とデータベース化への取組」については、「月間約百件の苦情を部門別に分類し、発生頻度の高いものから対応するとともに是正措置を行っているが、データベース化は行っていない」旨の回答が、「監督局の調査権限の及ぶ範囲」については、「二次的には監督局が調査を行い、案件によっては警察当局等とともに立入捜査を行うこともある」旨の回答があった。

3 日系企業関係者

ベルギー日本人会副会長である三菱東京UFJ銀行の河津知則ブリュッセル支店長のほか、高瀬進アイシン・ヨーロッパCEO、藤田昭仁F・P・N、I Belgiumディレクター、佐藤一幸ムトーヨーロッパエリアマネージャー及び武田安司NECブリュッセル事務所長と懇談会を行い、ベルギーの食品安全庁の取組み、企業活動に対する消費者団体の影響力、EU域内の消費者問題と消費者行政の関係、インターネット販売によるトラブルの発生状況等について意見交換を行った。

4 食品安全庁

食品安全庁は環境省の動物・植物及び食物総局の下に、二〇〇〇年に設置された。ディリックス局長及びコルネリス上級参事官から次のような説明があった。

食品安全庁は一九九九年のダイオキシン問題を契機に設置された。それまでは行政組織において消費者の位置付けが明確ではなく、食品に関する行政は厚生省と農水省に分かれていた。しかし、農場から最終消費者までの行政を一元化すべきであるとの教訓から、一連の食物連鎖すべてを所管

する機関として食品安全庁が発足した。食品安全庁にはすべての食品事業者が登録されており、事業者に対する認可・認証を行う。事業者から提出させたサンプルを分析する試験場を全国に五か所設置している。職員数は正規職員が五百人にに対し八百人のパートタイマーがおり、食品危機が発生したときにはすべての人員で対応できるようになっている。

派遣議員からの、「中国産冷凍ギョウザのような事件がベルギーで起きた場合の対応」についての質問に対し、「EU全体の『食品・飼料緊急警告システム』からの通報が有効に働く。庁内に事故予防部門が設置される」旨の回答が、「事件が起きたときの食品の検査費用について事業者に請求が可能か」については、「緊急警告システムの通報に基づく検査は事業者負担とはならない。市場から商品を回収するのが最優先される」旨の回答があった。

三 スウェーデン王国

1 スウェーデンの消費者政策

スウェーデンの消費者政策は、統合・男女平等省が政策を統括し、政策の実施機関である消費者庁を所管している。消費者庁の長官は消費者オンブズマンが兼任している。消費者問題の紛争処理機関として、消費者苦情委員会、市場裁判所がある。また、地方自治体は、消費者から個別の相談を受け付ける消費者相談事務所を設置している。

なお、消費者教育については、消費者庁が消費者相談員等関係者への教育、国民等への情報提供を行っている。また、教育庁の定める学習指導要領に基づき、義務教育でも実施されている。

2 教育庁

教育庁のベックマン部長及びニルソン部長から次のような説明があった。

スウェーデンの教育制度は、七歳から十五歳までが義務教育、十六歳から十九歳までが中等教育となっており、その後は大学等の高等教育になる。九年間の義務教育における授業時間の総数は六

千六百六十五時間であり、そのうち消費者教育は「家庭と消費者」という科目として、百十八時間が割り当てられている。どの学年に配分するかは各学校の裁量に任せられているが、一年生から五年生までで約三分の一、七年生から九年生までで約三分の二が配分されている。「家庭と消費者」は四つの領域に分類され、そのうち三つは調理や清掃といった家庭科の領域で、消費者の権利・義務、消費者情報等については「消費者経済」という領域になる。若者がSMS（携帯メール）を利用したローンで支払不能になる事例が増えており、この領域の比率が高くなる見込みである。現在、教師の約四十％が教師としての正式の資格を持っていないので、改革の必要がある。

派遣議員からの、「百十八時間のうち、『消費者経済』に配分される時間数と『消費者経済』を単独の科目として独立させる議論の有無」についての質問に対し、「国レベルでは時間数を把握していないが、研究者によれば余り大きな割合ではない。独立させ、もっと重視すべきとの意見は消費者団体等からあるが、伝統的学科を重視しとの意見もある」旨の回答が、「四十％が無資格というのは『家庭と消費者』担当の教師だけか。無資格教師の実態はどうか」については、「教師全体では八十％以上が有資格である。『家庭と消費者』は時間数が少ないので幾つもの学校を掛け持ちしていたり、若い教師ほど無資格が多いという問題もある」旨の回答があった。

3 統合・男女平等省
クヌットソン総括部長等から次のような説明があった。

消費者政策分野の法律は、消費者保護と企業活動のバランスのとれたものでなければならぬ。EUの法規、安全規定はスウェーデンの国内法に取り入れられている。

消費者政策を遂行するのは五つの公的機関と一つの株式会社である。すなわち、消費者庁、消費者苦情委員会、不動産業者監督委員会、市場裁判所、旅行保証委員会及び環境認証株式会社である。

消費者庁の任務は、同種の消費者問題が多数起こった場合の代理提訴、製品安全への取組、消費者相談員の教育・研修等である。消費者庁は、遠隔地のカールシュタットに移転したため、全国的にカバーできなくなったという問題があり、地方の消費者相談がより重要になった。

消費者苦情委員会は、消費者から申し立てられた五百クローナ（約六千五百円）以上の紛争を取り上げて審理を行い、勧告を出す。勧告には法的拘束力はないが、従わない場合は「助言と調査結果」という月刊誌のブラックリスト欄に事業者名が掲載される。

不動産業者監督委員会は不動産業者の監視を、市場裁判所は市場に関する法規に抵触する紛争を処理する機関である。旅行保証委員会は、旅行会社が拠出したファンドで被害者の損害を補償し、環境認証株式会社は、食料品等の優良マークの条件を決定する。

派遣議員からの、「省庁間のいわゆる『すぎ間事案』への対応についての質問に対し、『ギャップの問題はある。家用ボートの浸水問題では、海洋の安全問題が消費者庁の問題か不明確だった。深い知見を持つ官庁が対応するのが原則である』旨の回答が、『市場裁判所が統合・男女平等省の所管の下に置かれていることの適否』については、『市場裁判所は消費者オンブズマンからの訴えに対し、最終的な解決を行う機関であり、市場問題については最終審であることが法律に明記されている』旨の回答が、『市場裁判所への提訴と地方裁判所等への提訴、申立ての相違』については、『市場裁判所はマーケティング法等の市場に関する法律及び競争法に関する紛争の処理に当たる。類型的な線引きは困難で、個々の法律の系統に従うことになる』旨の回答があった。

4 日本貿易振興機構ストックホルム事務所
上岡美保子事務所長及び三瓶恵子アシスタントディレクターより、スウェーデンの全般事情、スウェーデン人の消費動向・消費者意識、消費者庁の役割、最近の消費者問題及び消費者教育の実情等について説明があった。

両氏と派遣議員との間で、スウェーデンの教育政策、雇用問題とセーフティネット、最近起きた消費者事件、スウェーデン人のローン及び貯蓄意識等について意見交換が行われた。

5 ストックホルム市消費者相談事務所（スウェーデン消費者連合）
ストックホルム市消費者相談事務所において消費者相談を実施しているのは株式会社「消費者センター」であり、スウェーデン消費者連合（NGO）が運営している。

ベルトフ事務局長及び消費者相談員から次のような説明があった。

スウェーデン消費者連合は二十六の消費者団体が加盟しており、スウェーデンがEUに加盟した一九九二年に設立され、消費者の利益を代表してロビー活動を行っている。活動の財源は加盟消費者団体からの拠出金の一部であるが、大部分は国からの補助金である。

スウェーデン消費者連合は、月刊誌「助言と調査結果」を発行する出版社を保有し、商品比較等の情報を提供している。七万二千人の定期購読者がいる。

消費者センターが行う消費者相談業務は、ストックホルム市から委託されているが、市の全域ではなく一部の地区の約四十一万六千人を対象としている。一日約四十五件の問い合わせ等を三人の相談員が電話又は電子メールで受け付け、訪問相談は受け付けていない。

派遣議員からの、「三人の相談員では足りないのではないのか」との質問に対し、「十分ではない。余裕がないので防止策までとせず、自助努力のアドバイスにとどまっている」旨の回答が、「金融相談の具体的事例については、『様々な金融機関からの多重債務で、自分でコントロールができなくなる事例が多い』旨の回答が、『大企業や業界団体による苦情対応の有無については、『相談窓口はあるがそこでは問題が解決せず、こちらに持ち込まれることもある』旨の回答が、『相談事例のデータベース化と他国との共有の有無』については、『データベースは外注により作成し、他国とも共有している』旨の回答があった。

6 消費者苦情委員会
コーゲルマン委員長から次のような説明があった。

消費者苦情委員会は、一九六八年に設立され、この種の機関としては欧州最古である。

委員会の任務は、消費者と事業者の間の紛争の解決、消費者相談員のサポート、先例による情報の伝達である。

委員会はすべての紛争を扱うのではなく、不動産の売買・賃貸借、医療・介護等の分野は扱わない。対象とする分野によつて請求額の下限が段階的に定められている。一般商品は五百クローナ（約六千五百円）以上、自動車等は一千クローナ（約一万三千円）以上、住宅等は二千クローナ（約二万六千円）以上であり、それ以下の請求額であれば申立てを受理しない。

申立ては、消費者が事業者者に苦情の申入れをして拒絶されてから六か月以内に行わなければならない。審理手続は完全に文書をもって行われ、口頭の証明は認められない。六か月以内に結論を出すべく努力しており、審理の結果は勧告として出される。勧告には法的拘束力はないが、七十五％の事業者は勧告に従っている。その理由は、従わない事業者は月刊誌「助言と調査結果」のブラックリスト欄に掲載され公開されること、従わないと倒産につながるなどである。

消費者が委員会に苦情を申し立てるメリットは、無料であること、迅速に解決が図られること、確実性が高いこと等である。

派遣議員からの、「事実誤認による勧告で事業者が損害を受けた事例の有無」についての質問に対し、「審理において事業者にも確認をするので間違えることはない」旨の回答が、『勧告により倒産した事業者又は勧告に不満な当事者が訴訟を起こす可能性』については、「事業者は委員会の決定に

対して裁判所に提訴することはできないが、消費者側が裁判所に訴えるのは可能である旨の回答が、「請求額の下限の決定方法」については、「委員会が独自に、委員会の処理可能件数から決めている旨の回答が、「年間の処理件数」については、「二〇〇七年は約一万一千件あった。二年間で十七％の伸びとなっている旨の回答があった。

7 ベイビービョールン社
ベイビービョールン社は、一九六一年に設立されたベビー用品のメーカーである。

ビョールン・ヤコブソン社長及び開発担当社員等から次のような説明があった。

会社にとって安全な製品を開発することが非常に重要である。子供は思いもかけぬけがをする可能性があるもので、子供がどんな使い方をするかすべて考える「予測し得る限りの用途」という概念を開発に導入した。

実際の製品開発プロセスは、アイデアの段階から最終的な商品の全面展開まで、様々な段階で安全性の確認が行われる。例えば、プロトタイプをテストファミリーに実際に使用してもらって、その結果をフィードバックしたり、三ヶ月のテスト販売期間に評価を行ったりする。

派遣議員からの、「テストファミリーへの報酬の有無」についての質問に対し、「金銭的報酬はない。皿、スプーンの提供ぐらいである」との回答が、「プラスチックではなく木製の製品を開発する考えの有無」については、「北欧では木製が愛好されるが、プラスチックの方が洗浄に便利である旨の回答があった。

8 ヤーデス校

義務教育課程であるヤーデス校を訪問し、「家庭と消費者」の授業を参観した。授業参観に先立ち、担当教師から次のような説明があった。

当学校では五年生、八年生及び九年生で「家庭と消費者」を履修する。五年生では、広告について学び、食料品を比較し、消費者として意識的な選択ができるようにする。八年生では、食品の環

境に与える影響、健康について学ぶ。九年生では、消費者を保護する法律・規則の知識を得て、権利を行使することや家計のやりくりについて学ぶ。

派遣議員からの、「百十八時間のうち『消費者経済』に割り当てられる時間数」についての質問に対し、「正確には分からないが、高学年ほど小遣いも増えるので、家計やローンといった学習内容が多くなる旨の回答が、「携帯電話の所有率、有害サイトへの防止策、フィルタリングを義務付ける法律の有無」については、「四年生でほぼ百％が携帯電話を所有するようになる。有害サイトの情報は生徒、両親に伝達しているが、百％阻止は困難である。フィルタリングを義務付ける法律はない旨の回答があった。

以上が本議員団による調査の概要である。最後に、今回の調査に当たって御協力をいただいた在外公館の方々、また、訪問を快く受け入れてくださった訪問先の方々等関係各位に対し心より感謝の意を表する次第である。

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願(第三〇四号)

一、憲法第九条を守ることに関する請願(第三〇五号)

一、憲法改悪に反対に関する請願(第三〇六号)

一、憲法改悪に反対し、特に九条と二十五条を守り、平和と生活向上のためにいかすことに関する請願(第三〇七号)

第三〇四号 平成二十二年十一月十二日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

請願者 神奈川県小田原市飯泉五〇〇ノ一
飯島春男 外千三百八十二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三〇五号 平成二十二年十一月十二日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 横浜市南区唐沢五ノ九ノ一 水鳥
佳代子 外十四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第三〇六号 平成二十二年十一月十二日受理
憲法改悪に反対に関する請願

請願者 川崎市中原区中丸子四七四 石渡
源太郎 外二百七十九名

紹介議員 田村 智子君
憲法は、日本国民とアジアの人々におびたしい惨禍と犠牲を強い侵略戦争への教訓に立つて主権在民、恒久平和、基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治など、民主政治の柱となる平和的民主的な条項を定めている。取り分け武力行使の永久放棄や戦力不保持を明記する第九条は世界に誇るべき平和の原則である。国民の二度と他国を侵略すべきでない」との思いは強く、世論調査でも憲法第九条を支持する人が多数を占めている。今、日本がなすべきことは、先駆的な憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることである。

一、憲法の改悪に反対すること。

第三〇七号 平成二十二年十一月十二日受理
憲法改悪に反対し、特に九条と二十五条を守り、平和と生活向上のためにいかすことに関する請願

請願者 横浜市港北区綱島台一ノ一九
上坂典子 外四名

紹介議員 田村 智子君
日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への反省から、人々の平和と民主主義の願いを込めて生み

出された。中でも「戦争の放棄」を定めた第九条と国民の生活権を明記した第二十五条は、二一世紀の世界の在り方を示すものとして、国内外の人々の支持を集めている。今、憲法を変え、自衛隊を政府の意のままに海外に送り出せるようにし、日本を再び「戦争する国」にしようとする動きや、「自立自助」の名の下に生活権を奪い去ろうとするたくらみが進んでおり、このような憲法改悪の動きを受け入れることはできない。

一、憲法改悪に反対し、特に九条と第二十五条を守り、平和と生活向上のためにいかすこと。

十二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第四九九号)

一、憲法第九条を守ることに関する請願(第五〇〇号)

一、憲法改悪に反対に関する請願(第五四六号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第五八四号)

第四九九号 平成二十二年十一月二十五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願者 岐阜県大垣市長松町四〇八ノ二
北野幸司 外一万二千六百八十八名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

第五〇〇号 平成二十二年十一月二十五日受理
憲法第九条を守ることに関する請願

請願者 京都府城陽市寺田宮ノ平三五ノ一
三田中秀人 外七千九百八十八名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第五四六号 平成二十二年十一月二十五日受理
憲法改悪反対に関する請願

請願者 北海道北斗市当別二ノ五ノ一一

工藤松子 外四百二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第五八四号 平成二十二年十一月二十六日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに
関する請願

請願者 北海道稚内市富岡一ノ二ノ一二

馬庭園子 外六十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二二四号と同じである。

十二月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法
律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように
改正する。

第二条中「当月分」を「日」に、「前月分」を「日の
前日」に改める。

第三条中「当月分」を「日」に改める。

第四条中「除名の場合又は死亡した」を「又は
除名の」に、「当月分」を「日」に改め、同条に次の
一項を加える。

2 議長、副議長及び議員が死亡した場合には、
その当月分までの歳費を受ける。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規
定により歳費を受ける場合であつて、月の初日
から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受

けるとき以外のときは、その歳費の額は、その
月の現日数を基礎として、日割りによつて計算
する。

第十一条中「第六条まで」の下に「(第四条の二を
除く。)」を加え、同条に後段として次のように加
える。

この場合において、第三条及び第四条第一項
中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるもの
とする。

附則第十四項中「当分の間」を削り、「以降」を
「から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する
法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第
号)の施行の日の属する月の前月分まで」に
改める。

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日
(公布の日が月の初日であるときは、その日から
施行する。

平成二十二年十二月十六日印刷

平成二十二年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A